

税 務 概 要

令和 7 年度版

(2 0 2 5 年度版)

練 馬 区

凡 例

1. 『税務概要』は、税務課、収納課にある資料、各種報告書等を参考にして集録した。
2. この『税務概要』は原則として各年度の決算額を令和6年度まで収録した。ただし、できるだけ最新の数値を掲載するため、令和7年度分（6月末調定額等）についても収録した。
3. 記載の方法は、つぎのとおりである。

年次何年とあるのは暦年（1月から12月まで）
「 … 」 資料のないもの
「 — 」 皆無、または定義上該当数値のないもの
「 0」「0.0」 統計表中の単位に満たないもの
4. 数値の単位未満は、四捨五入を原則とした。したがって合計の数値と内訳の計とが一致しないことがある。

目 次

I	区 の 概 要	
1.	位 置	3
2.	人 口 お よ び 世 帯	3
3.	区 の 財 政	4
II	税 務 課 ・ 収 納 課	
1.	組 織 お よ び 職 員 構 成	6
2.	税 務 費 に 関 す る 調	10
III	特 別 区 税	
1.	特 別 区 税	11
(1)	特別区税のしくみ（令和6年度）	12
(2)	特別区税決算額	18
(3)	区民の特別区税負担額（調定額ベース）	20
2.	特 別 区 民 税	21
◇	税制改正◇	22
(1)	納税義務者数	23
(2)	調定額の内訳および収入額	24
(3)	所得割の課税最低限【特別区民税・都民税（住民税）】（令和6年度）	26
(4)	所得控除額【特別区民税・都民税（住民税）】	27
(5)	非課税の所得限度額【特別区民税・都民税（住民税）】	27
(6)	滞納整理状況	28
(7)	差押財産別滞納処分状況	30
3.	軽自動車税環境性能割	32
4.	軽自動車税種別割	33
5.	特別区たばこ税	42
6.	入湯税	43
IV	都 民 税 徴 収 取 扱 費	44
V	税 の 証 明	46
VI	納 税 貯 蓄 組 合	47
参 考 資 料		
1.	特別区税収入額の比較（令和6年度）	48
2.	特別区税負担額の比較（令和6年度）（税収額ベース）	50
3.	特別区民税・都民税・森林環境税の調定額および収入額	54
4.	特別区民税の納税義務者数等に関する調（課税状況等の調による）	56
5.	特別区民税の課税標準段階別所得割額等に関する調（課税状況等の調による）	58
6.	特別区民税の減免該当者に関する調（特別区税に関する調による）	62
7.	特別区民税の地方税法第295条による非課税者に関する調 （特別区税に関する調による）	62
8.	年齢区分別特別区民税課税額（令和6年度賦課ベース）	64

I 区の概要

1. 位置



2. 人口および世帯

年	区分			世帯数			1世帯当たり
	人	口	前年比	指数	前年比	指数	人数
	人	%		世帯	%		人／世帯
2	739,435	101.0	100.0	377,837	102.0	100.0	1.96
3	740,099	101.1	100.1	380,495	100.7	100.7	1.95
4	738,358	99.8	99.9	381,830	100.4	101.1	1.93
5	738,914	100.1	99.9	385,142	100.9	101.9	1.92
6	741,540	100.4	100.3	389,715	101.2	103.1	1.90
7	745,927	100.6	100.9	395,526	101.5	104.7	1.89

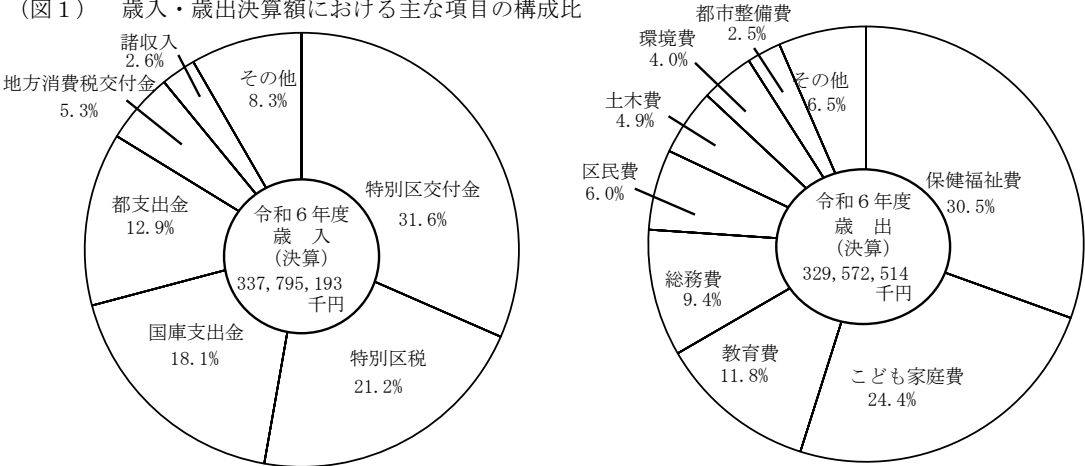
※ 各年1月1日現在。指数:令和2年を100とする。外国人住民を含む。

3. 区 の 財 政

令和 6 年度（区一般会計決算）

歳 入				歳 出			
項 目	決 算 額	構成比	前年度比	項 目	決 算 額	構成比	前年度比
	千円	%	%		千円	%	%
特 別 区 税	71,724,425	21.2	98.7	議 会 費	1,041,801	0.3	103.8
地 方 譲 与 税	1,085,383	0.3	100.2	総 務 費	31,071,594	9.4	121.7
利 子 割 交 付 金	388,120	0.1	138.1	区 民 費	19,687,409	6.0	95.2
配 当 割 交 付 金	1,999,309	0.6	133.7	産 業 経 済 費	4,381,743	1.3	80.5
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,917,901	0.9	181.6	地 域 文 化 費	6,797,376	2.1	72.7
地方消費税交付金	17,884,763	5.3	104.8	保 健 福 祉 費	100,540,036	30.5	100.1
自 動 車 取 得 税 交 付 金	3,692	0.0	46.3	環 境 費	13,124,107	4.0	101.2
環境性能割交付金	398,180	0.1	133.3	都 市 整 備 費	8,346,927	2.5	123.1
地方特例交付金	3,990,672	1.2	716.7	土 木 費	16,266,674	4.9	111.2
特 別 区 交 付 金	106,710,239	31.6	105.8	教 育 費	38,755,238	11.8	114.3
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	54,936	0.0	96.0	こ だ も 家 庭 費	80,310,365	24.4	106.9
分担金及び負担金	1,015,450	0.3	85.5	公 債 費	4,855,436	1.5	106.0
使用料及び手数料	4,910,007	1.5	98.6	諸 支 出 金	4,393,807	1.3	92.4
国 庫 支 出 金	61,197,973	18.1	101.8	予 備 費	0	0.0	—
都 支 出 金	43,614,845	12.9	109.2				
財 産 収 入	988,593	0.3	184.0				
寄 付 金	179,770	0.1	82.3				
繰 入 金	1,833,489	0.5	42.6				
繰 越 金	4,818,917	1.4	97.4				
諸 収 入	8,823,528	2.6	111.1				
特 別 区 債	3,255,000	1.0	95.9				
合 計	337,795,193	100.0	104.4	合 計	329,572,514	100.0	104.5

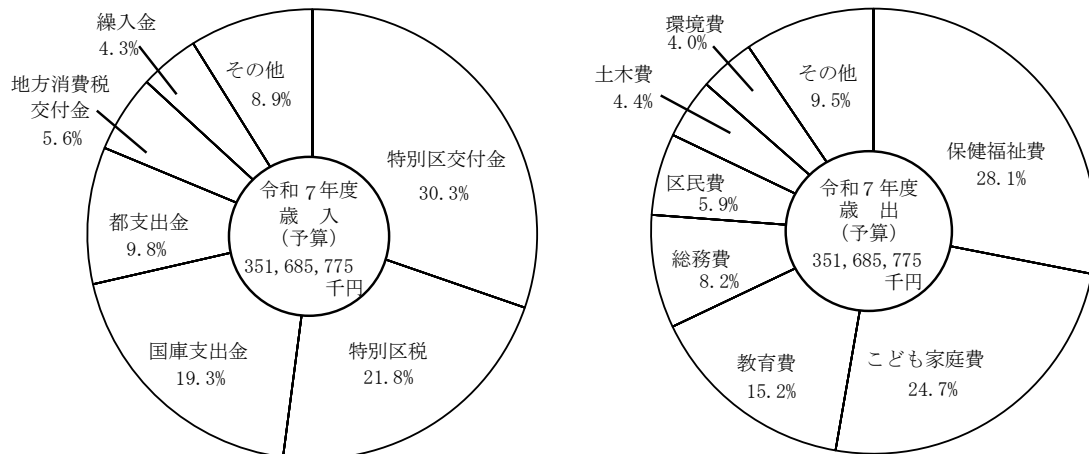
（図 1） 歳入・歳出決算額における主な項目の構成比



令和 7 年度（区一般会計予算）

歳 入				歳 出			
項 目	予 算 額	構成比	前年度比	項 目	予 算 額	構成比	前年度比
	千円	%	%		千円	%	%
特 別 区 税	76,521,905	21.8	110.0	議 会 費	1,047,658	0.3	100.2
地 方 譲 与 税	1,045,000	0.3	98.0	総 務 費	28,965,089	8.2	103.5
利 子 割 交 付 金	350,000	0.1	153.5	区 民 費	20,916,502	5.9	101.1
配 当 割 交 付 金	1,570,000	0.4	117.2	産 業 経 済 費	3,658,348	1.0	111.0
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,400,000	0.7	240.0	地 域 文 化 費	8,514,221	2.4	121.5
地方消費税交付金	19,550,000	5.6	113.5	保 健 福 祉 費	98,843,953	28.1	106.4
環 境 性 能 割 交 付 金	290,000	0.1	107.4	環 境 費	14,235,630	4.0	105.2
地方特例交付金	520,000	0.1	13.5	都 市 整 備 費	10,672,329	3.0	113.4
特 別 区 交 付 金	106,434,576	30.3	108.0	土 木 費	15,330,585	4.4	89.9
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	57,000	0.0	90.5	教 育 費	53,534,938	15.2	129.1
分担金及び負担金	1,026,434	0.3	101.4	こども家庭費	86,806,574	24.7	109.3
使用料及び手数料	5,105,051	1.5	103.9	公 債 費	4,576,972	1.3	92.6
国 庫 支 出 金	67,989,130	19.3	115.7	諸 支 出 金	4,482,976	1.3	105.3
都 支 出 金	34,568,666	9.8	106.6	予 備 費	100,000	0.0	100.0
財 産 収 入	899,558	0.3	160.5				
寄 付 金	13,001	0.0	260.0				
繰 入 金	15,063,076	4.3	94.7				
繰 越 金	2,000,000	0.6	100.0				
諸 収 入	6,959,378	2.0	87.0				
特 別 区 債	9,323,000	2.7	146.9				
合 計	351,685,775	100.0	108.9	合 計	351,685,775	100.0	108.9

（図 2） 歳入・歳出予算額における主な項目の構成比



Ⅱ 税務課・収納課

1. 組織および職員構成

(1) 税務課

(令和7年5月1日現在)

係 名	事 務 分 掌	職 員 数		
		男	女	計
管理係 (税務課長を含む)	1. 税制の調査に関すること。 2. 税務事務の連絡調整および税務統計に関すること。 3. 課の庶務事務に関すること。 4. 税務情報の庁内利用に関すること。 5. 課内他の係に属しないこと。	人 3	人 3	人 6
区税電算係	1. 特別区民税、都民税および森林環境税（以下「特別区民税等」という。）の電算システムに関すること。 2. 地方税ポータルシステムに関すること。	5	1	6
区税第一係 ～ 区税第四係	1. 特別区民税等の課税計画に関すること。 2. 特別区民税等の賦課に関すること。 3. 確定申告書の閲覧事務に関すること。	17	15	32
区税調整係	1. 特別区民税等の課税計画に関すること。 2. 特別区民税等の賦課に係る事務に関すること。 3. 特別区民税等の賦課に関すること。 4. 特別区民税等の減免に関すること。 5. 年末調整事務に関すること。	4	1	5
区税事務係	1. 特別区たばこ税に関すること。 2. 鉱産税に関すること。 3. 入湯税に関すること。 4. 軽自動車税の賦課に関すること。 5. 原動機付自転車および小型特殊自動車の標識に関すること。 6. 軽自動車税の証明に関すること。 7. 特別区民税等の証明に関すること。	3	1	4
合 計		32	21	53

※ 税証明の交付および軽自動車の登録・廃車等の業務は委託している。

※ 職員数に以下の者は含めない。

- ・短時間の再任用の職員（フルタイム再任用は含める）
- ・休職中の職員
- ・外部へ派遣中の職員
- ・育児休業中の職員（産休中の職員は含める）

(2) 収納課

(令和7年5月1日現在)

係 名	事 務 分 掌	職 員 数		
		男	女	計
管理係 (収納課長を含む)	1. 特別区民税等および軽自動車税の収納統計に関すること。 2. 都民税分および森林環境税分の納入に関すること。 3. 期限内納付推進の啓発に関すること。 4. 債権管理の推進に関すること。 5. 課の庶務事務に関すること。 6. 課内他の係に属しないこと。	人 1	人 5	人 6
収納電算係	1. 特別区民税等、軽自動車税および国民健康保険料の電算システムに関すること（課内他の係に属するものを除く。）。	1	2	3
債権回収支援係	1. 債権回収の支援に関すること。 2. 特別区民税等、軽自動車税および国民健康保険料その他の公金の収納に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 3. 特別区民税等、軽自動車税および国民健康保険料の滞納処分に係る公売に関すること。	3	0	3
計画調整係	1. 特別区民税等、軽自動車税および国民健康保険料の収納計画に関すること。 2. 特別区民税等、軽自動車税および国民健康保険料その他の公金の収納に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 3. 特別区民税等、軽自動車税および国民健康保険料の業務委託に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 4. 特別区民税等、軽自動車税および国民健康保険料の滞納管理システムに関すること。 5. 特別区民税等（普通徴収分）、軽自動車税および国民健康保険料の一斉催告に関すること。 6. 他自治体等からの滞納者実態調査に関すること（部内他の課に属するものを除く。）。	3	3	6
個人収納係	1. 特別区民税等（普通徴収分および年金特別徴収分）、軽自動車税その他の公金の収納および督促に関すること。 2. 特別区民税等（普通徴収分）の口座振替に関すること。 3. 特別区民税等（普通徴収分および年金特別徴収分）および軽自動車税の還付および充当に関すること。	2	5	7
納付相談係	1. 特別区民税等（普通徴収分）、軽自動車税、国民健康保険料その他の公金の収納に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 2. 特別区民税等（普通徴収分）、軽自動車税、国民健康保険料その他の公金の納付相談に関すること。 3. 特別区民税等（普通徴収分）、軽自動車税、国民健康保険料そ	8	8	16

	その他の公金の催告および執行停止に関すること。			
整理第一係	1. 特別区民税等（普通徴収分）、軽自動車税、国民健康保険料その他の公金の収納に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 2. 特別区民税等（普通徴収分）、軽自動車税、国民健康保険料その他の公金の滞納処分に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。	4	1	5
整理第二係	1. 特別区民税等（普通徴収分）、軽自動車税、国民健康保険料その他の公金の収納に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 2. 特別区民税等（普通徴収分）、軽自動車税、国民健康保険料その他の公金の滞納処分に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。	2	4	6
個人機動整理係	1. 特別区民税等（普通徴収分）、軽自動車税、国民健康保険料その他の公金の収納に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 2. 特別区民税等（普通徴収分）、軽自動車税、国民健康保険料その他の公金の滞納整理に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 3. 特別区民税等（普通徴収分）、軽自動車税、国民健康保険料その他の公金の滞納処分に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 4. 収納嘱託および受任に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 5. 国民健康保険短期被保険者証および国民健康保険被保険者資格証明書の発行に係る判定に関すること。	5	5	10
事業所収納係	1. 特別区民税等（給与特別徴収分）、軽自動車税その他の公金の収納および督促に関すること。 2. 特別区民税等（給与特別徴収分）および軽自動車税の還付および充当に関すること。	4	2	6
事業所 機動整理係	1. 特別区民税等（給与特別徴収分）、軽自動車税その他の公金の収納に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。 2. 特別区民税等（給与特別徴収分）、軽自動車税その他の公金の滞納整理に関すること。 3. 特別区民税等（給与特別徴収分）、軽自動車税その他の公金の滞納処分に関すること。 4. 収納嘱託および受任に関すること（課内他の係に属するものを除く。）。	2	2	4
合 計		35	37	72

※ 他に、こくほ収納係（８人）が国民健康保険料の収納に関する事務を分掌している。

※ 職員数に以下の者は含めない。

- ・短時間の再任用の職員（フルタイム再任用は含める）
- ・休職中の職員
- ・外部へ派遣中の職員
- ・育児休業中の職員（産休中の職員は含める）

<参考：会計年度任用職員>

（令和７年５月１日現在）

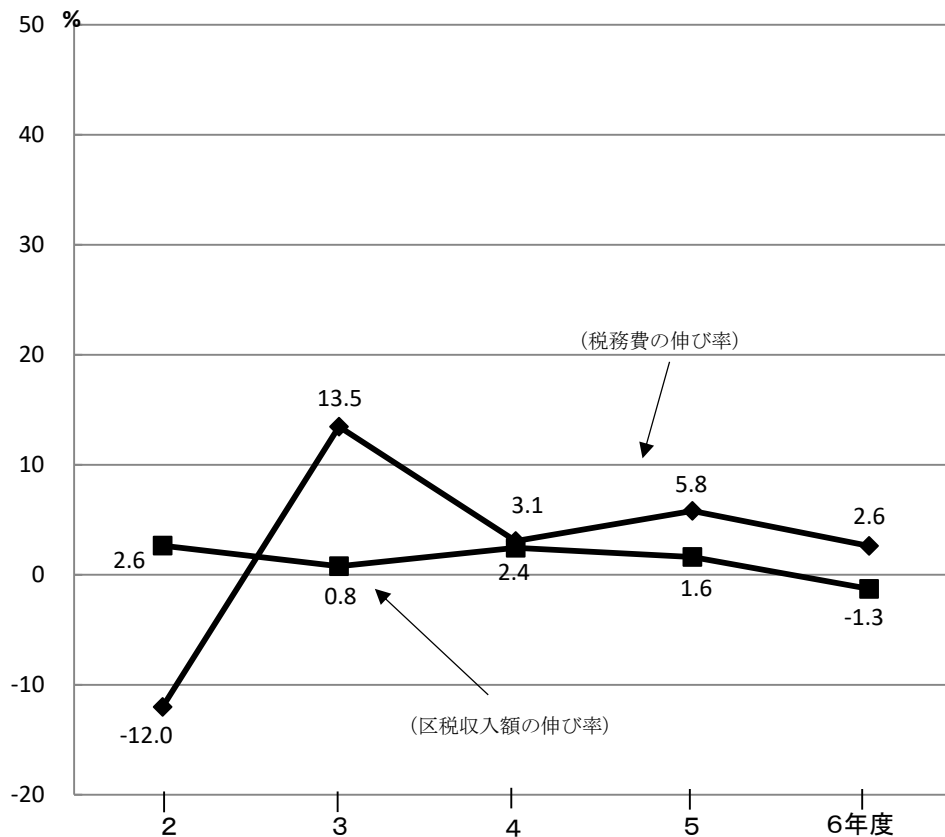
	名称	係名	職員数	合計
税務課	サポートスタッフ（事務）	管理係	２人	７人
		区税第一係	５人	
	行政事務補佐員	区税第一係	２人	２人
収納課	業務協力員	管理係	１人	１人
	サポートスタッフ（事務）	管理係	１人	８人
		計画調整係	１人	
		個人収納係	１人	
		納付相談係	２人	
		整理第一係	１人	
		整理第二係	１人	
		個人機動整理係	１人	
	税務事務専門員	納付相談係	１人	３人
		個人機動整理係	１人	
		事業所機動整理係	１人	

2. 税務費に関する調

年度	区分	税 務 費 (歳 出)					特 別 区 税 額 収 入	区 税 収 入 に 対 する 税 務 費 合 割
		職 員 人 件 費	事 務 費	還 付 金 等	合 計	前 年 比		
		千円	千円	千円	千円	%	千円	%
2		780,121	452,122	242,205	1,474,448	88.0	69,278,731	2.1
3		869,705	498,768	304,489	1,672,962	113.5	69,804,162	2.4
4		883,037	498,582	342,521	1,724,140	103.1	71,511,170	2.4
5		921,804	584,009	318,399	1,824,212	105.8	72,656,390	2.5
6		961,200	611,511	299,293	1,872,004	102.6	71,724,425	2.6

※ 人 件 費……………報酬、給料、職員手当、共済費(社会保険料を含む)、旅費
 事 務 費……………税務事務費(旅費を除く)
 還付金等……………納税貯蓄組合関係補助金、還付金

(図3) 税務費および区税収入額の対前年度伸び率の推移



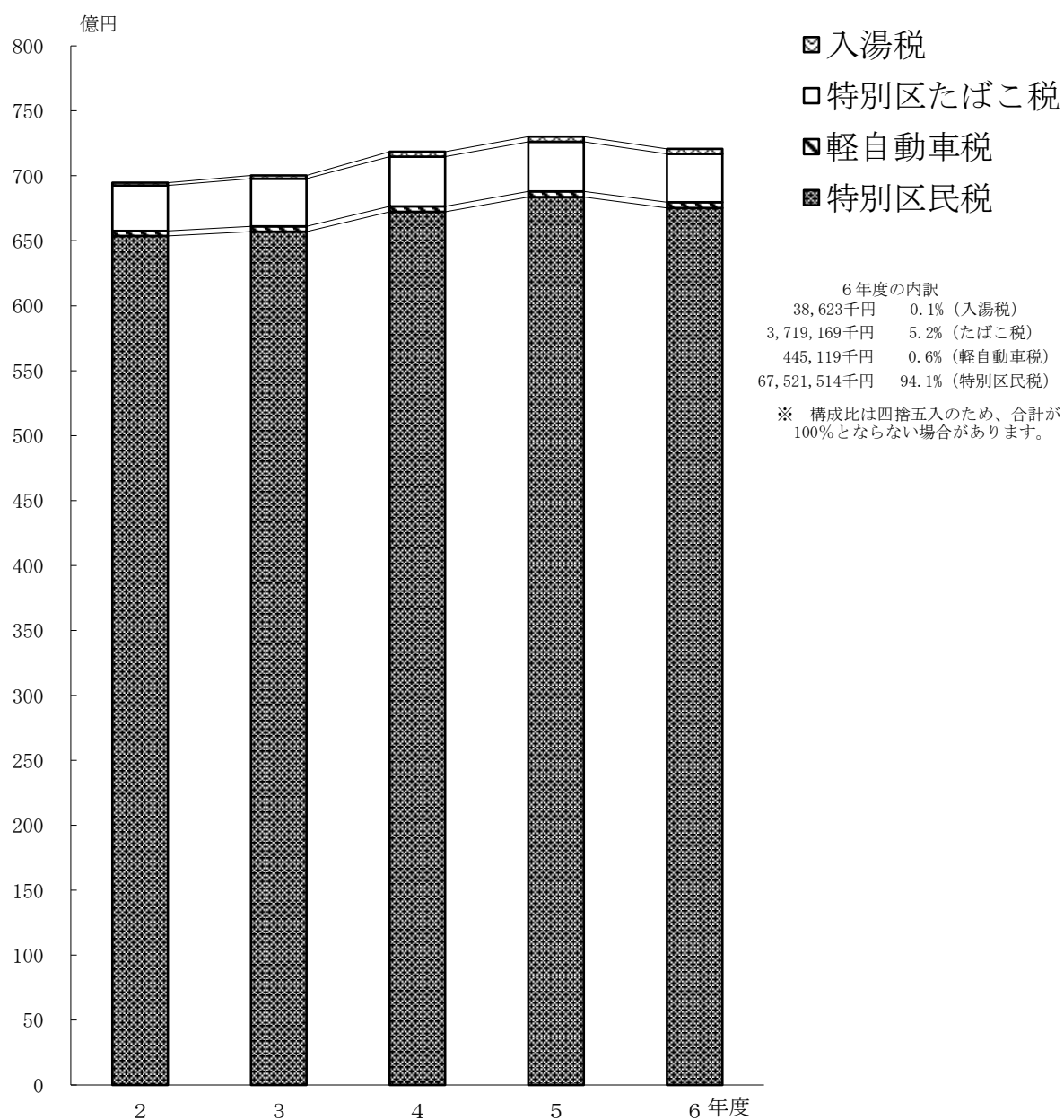
Ⅲ 特別区税

1. 特別区税

練馬区の財政需要を満たすための財政収入は、特別区税・特別区交付金・国庫支出金・都支出金・地方消費税交付金・特別区債・諸収入・使用料及び手数料等でまかなわれている。なかでも特別区税（以下「区税」という。）は財政収入に占める割合が高く、令和6年度における当区の財政収入3,377億9,519万円に対して、717億2,443万円と、財政収入の21.2%を占めている。

区税収入額は、前年度に比べて9億3,197万円の減となった。税目別に前年比をみると、特別区民税は1.2%の減、軽自動車税は2.7%の増、特別区たばこ税は2.6%の減、入湯税は2.9%の減となっている。（P18・19参照）

（図4） 特別区税収入額の推移と税目別構成



(1) 特別区税のしくみ（令和6年度）

区分 税目	納税義務者	賦課期日	課税客体／課税標準		徴収方法と納期限
特別区民税	■ 区内に住所を有する個人	1月1日	(1) 前年の総所得金額	(1) 総所得金額から所得控除を行った後の金額	普通徴収 6月、8月、10月、翌年1月の末日
	■ 区内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で、区内に住所を有しない者		(2) 前年の山林所得金額	(2) 山林所得金額から所得控除を行った後の金額	給与特別徴収 6月から翌年5月までの徴収の属する月の翌月10日
	◆ 非課税の対象者		(3) 退職所得金額	(3) 以下(ア)(イ)	年金特別徴収 4月から翌年2月までの徴収の属する隔月の翌月10日
	① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者		(ア) 原則は、現年の退職所得金額に対して分離課税を行う。(徴収方法は給与特別徴収)	(イ) 退職所得金額	
特別区民税	② 障害者・未成年者・寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の者		(イ) 例外として、前年の退職所得金額に対して総合課税を行う。	(イ) 退職所得金額から所得控除を行った後の金額	
	③ 前年の所得が練馬区特別区税条例で定める均等割の非課税限度額以下の者		(4) 申告分離課税にかかる前年の所得金額（土地・建物の長期譲渡所得、土地・建物の短期譲渡所得、株式等の譲渡所得等、上場株式等の配当所得、先物取引の雑所得等）	(4) 申告分離課税にかかる前年の所得金額から所得控除を行った後の金額	

税率		※参考 都民税
A 均等割の税率・・・・・・・・・・ 3,000円		1,000円
B 所得割の税率・・・総所得金額、山林所得金額、総合課税の退職所得金額 6.0%		4.0%
C 申告分離課税に対する所得割の税率 ＜土地・建物の長期譲渡所得＞		
① 一般	3.0%	2.0%
② 優良住宅等（下記A・Bより選択）		
A 特別控除の適用を受ける場合	3.0%	2.0%
B 特別控除の適用を受けない場合		
ア 課税所得金額が2千万円以下の部分	2.4%	1.6%
イ 課税所得金額が2千万円を超える部分	3.0%	2.0%
③ 居住用財産（マイホーム） （所有期間10年超・・・取得日から譲渡年の1月1日まで）		
ア 課税所得金額が6千万円以下の部分	2.4%	1.6%
イ 課税所得金額が6千万円を超える部分	3.0%	2.0%
＜土地・建物の短期譲渡所得＞		
① 一般	5.4%	3.6%
② 国・地方公共団体に譲渡	3.0%	2.0%
＜株式等の譲渡所得等＞		
① 上場株式等	3.0%	2.0%
② 一般株式等	3.0%	2.0%
＜上場株式等の配当所得＞		
	3.0%	2.0%
＜先物取引の雑所得等＞		
	3.0%	2.0%
D 退職所得の現年分離課税にかかる所得割の税率	6.0%	4.0%

区分 税目	納 税 義 務 者	課 税 客 体	課 税 標 準	賦課期日	徴収方法 と納期限
軽 自 動 車 税 種 別 割	原動機付自転車、 軽自動車、小型特 殊自動車および二 輪の小型自動車の 所有者で、区内に 主たる定置場を有 する者	原動機付自転車、 軽自動車、小型特 殊自動車および二 輪の小型自動車	課税客体の台数	4 月 1 日	普通徴収 5 月末日

税 率
(1) 原動機付自転車 ① 総排気量が50cc以下のものまたは定格出力が0.6kW以下のもの （④に該当するものを除く）……………年 額 2,000円 ② 二輪のもので、総排気量が50ccを超え90cc以下のものまたは 定格出力が0.6kWを超え0.8kW以下のもの……………年 額 2,000円 ③ 二輪のもので、総排気量が90ccを超えるものまたは定格出力が 0.8kWを超えるもの……………年 額 2,400円 ④ 三輪以上（ミニカー）のもので、総排気量が20ccを超えるもの または定格出力が0.25kWを超えるもの……………年 額 3,700円 (2) 軽自動車 ① 二輪のもの(125ccを超え250cc以下、側車付のものを含む)……………年 額 3,600円 ② 平成23年3月以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の車両 三輪のもの……………年 額 4,600円 四輪以上のもの（乗用）……………年額 営業用 8,200円 自家用 12,900円 四輪以上のもの（貨物）……………年額 営業用 4,500円 自家用 6,000円 ③ 平成23年4月から平成27年3月までの間に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の車両 三輪のもの……………年 額 3,100円 四輪以上のもの（乗用）……………年額 営業用 5,500円 自家用 7,200円 四輪以上のもの（貨物）……………年額 営業用 3,000円 自家用 4,000円 ④ 平成27年4月以降に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の車両 ただし令和6年度に限り軽課が適用される（以下⑤、⑥、⑦に該当する）車両は除く 三輪のもの……………年 額 3,900円 四輪以上のもの（乗用）……………年額 営業用 6,900円 自家用 10,800円 四輪以上のもの（貨物）……………年額 営業用 3,800円 自家用 5,000円 ⑤ 平成27年4月以降に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の車両で、令和6年度に限り 軽課が適用される車両（概ね75％軽減） 三輪のもの……………年 額 1,000円 四輪以上のもの（乗用）……………年額 営業用 1,800円 自家用 2,700円 四輪以上のもの（貨物）……………年額 営業用 1,000円 自家用 1,300円 ⑥ 平成27年4月以降に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の車両で、令和6年度に限り 軽課が適用される車両（概ね50％軽減） 三輪のもの（乗用）……………年額 営業用 2,000円 四輪以上のもの（乗用）……………年額 営業用 3,500円

区分 税目	納 税 義 務 者	課 税 客 体	課 税 標 準	賦課期日	徴収方法 と納期限
軽 自 動 車 税 種 別 割					
特 別 区 た ば こ 税	区内に営業所のある小売販売業者に製造たばこを売り渡した、製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者	小売販売業者へ売り渡した製造たばこ	小売販売業者への売り渡しに係る製造たばこの本数		申告納付 毎月末日
入 湯 税	区内の鉱泉浴場における入湯行為の行為者（入湯客）	鉱泉浴場における入湯行為	鉱泉浴場における入湯客の入湯日数		特別徴収 毎月末日

税 率
⑦ 平成27年4月以降に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の車両で、令和6年度に限り軽課が適用される車両（概ね25%軽減） 三輪のもの（乗用）……………年額 営業用 3,000円 四輪以上のもの（乗用）……………年額 営業用 5,200円 ⑧ もっぱら雪上を走行するもの……………年 額 3,600円 (3) 小型特殊自動車 ① 農耕作業用のもの……………年 額 2,400円 ② その他のもの……………年 額 5,900円 (4) 二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）……………年 額 6,000円
1,000本につき 6,552円
入湯客1人1日につき 150円

(2) 特別区税決算額

税目	区分	令和2年度				令和3年度				令和4年度	
		調定		収入		調定		収入		調定	
		税額	前年比	税額	前年比	収入歩合	税額	前年比	税額	前年比	収入歩合
特別区税		70,701,722	102.3	69,278,731	102.6	98.0	71,031,398	100.5	69,804,162	100.8	98.3
1. 特別区民税		66,770,367	102.2	65,369,250	102.6	97.9	66,906,642	100.2	65,699,702	100.5	98.2
現年課税分		65,354,618	102.2	64,680,479	102.9	99.0	65,675,706	100.5	65,002,076	100.5	99.0
滞納繰越分		1,415,749	103.2	688,771	82.8	48.7	1,230,936	86.9	697,626	101.3	56.7
2. 軽自動車税		409,919	104.9	388,045	105.9	94.7	426,573	104.1	406,277	104.7	95.2
現年課税分		390,194	105.9	382,152	106.0	97.9	408,007	104.6	400,215	104.7	98.1
滞納繰越分		19,725	88.8	5,893	104.7	29.9	18,566	94.1	6,062	102.9	32.7
3. 特別区たばこ税		3,500,319	103.2	3,500,319	103.2	100.0	3,673,500	104.9	3,673,500	104.9	100.0
現年課税分		3,500,319	103.2	3,500,319	103.2	100.0	3,673,500	104.9	3,673,500	104.9	100.0
滞納繰越分		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4. 入湯税		21,117	77.8	21,117	77.8	100.0	24,683	116.9	24,683	116.9	100.0
現年課税分		21,117	77.8	21,117	77.8	100.0	24,683	116.9	24,683	116.9	100.0
滞納繰越分		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

</

※ 軽自動車税現年課税分に軽自動車税環境性能割を含む。

(3) 区民の特別区税負担額（調定額ベース）

令和6年度における区民1人当たりの年間負担額（調定額÷人口）は98,107円であった。

これは、前年度（99,777円）に比べて1,670円（1.7%）の減となった。また1世帯当たりの年間負担額（調定額÷世帯数）は186,676円となり、前年度（191,427円）に比べて4,751円（2.5%）の減となった。

なお、税収額ベースにおける区民1人当たりおよび1世帯当たりの負担額（23区別）については、参考資料2（P50・51）に掲げた。

区民の特別区税負担額（調定額ベース）

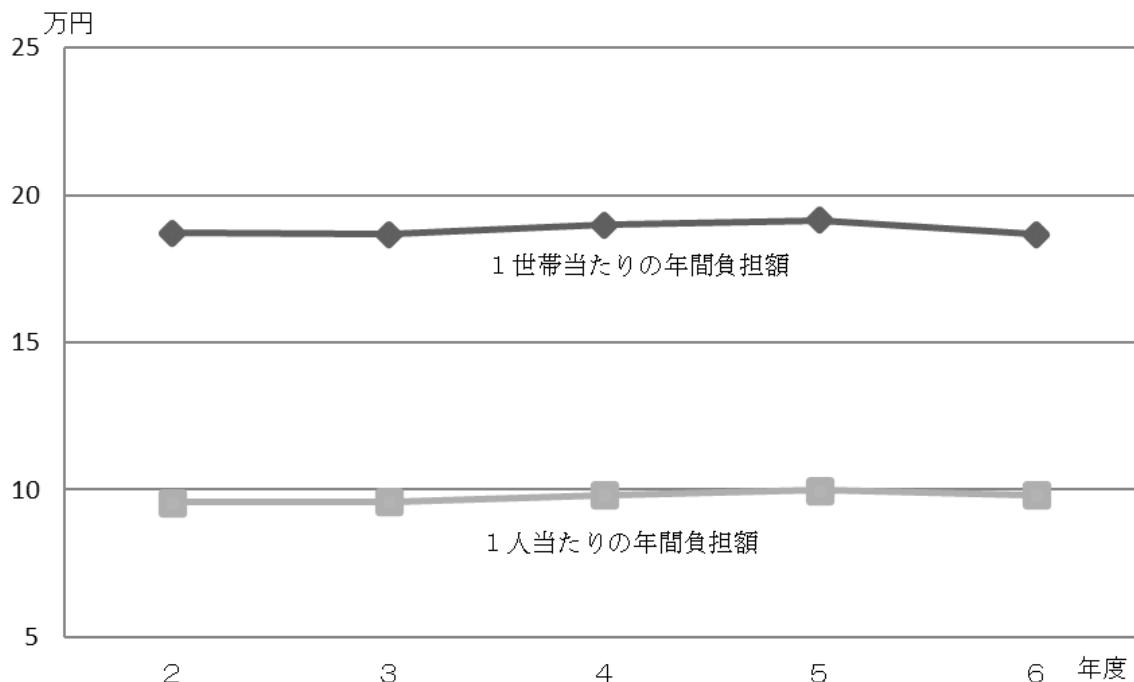
（単位：円）

区分 年度	区民1人当たりの特別区税負担額			1世帯当たりの特別区税負担額		
	年 間	1 か月平均	指 数	年 間	1 か月平均	指 数
2	95,616	7,968	100.0	187,122	15,594	100.0
3	95,976	7,998	100.4	186,682	15,557	99.8
4	98,259	8,188	102.8	190,007	15,834	101.5
5	99,777	8,315	104.4	191,427	15,952	102.3
6	98,107	8,176	102.6	186,676	15,556	99.8

※ 人口、世帯は、各年1月1日現在（外国人住民を含む）

※ 指数：令和2年度の1か月平均を100とする。

（図5） 特別区税年間負担額（調定額ベース）の推移



2. 特別区民税

地方税の基本とされる住民税は、市町村民税と道府県民税に、また個人分と法人分とに分かれる。

特別区民税は、住民税のうち“市町村民税の個人分”に相当する税目で、原則として前年の所得に対して課税するものである。また、特別区の行政上の諸施策に対する経費の一部について、住民に広く負担を求める均等割と、所得に応じて負担を求める所得割とから成る。

※ 特別区民税は、“道府県民税の個人分”に相当する個人都民税とあわせて「個人住民税」または単に「住民税」と呼ばれる。これらは特別区があわせて課税・徴収の事務を行っている。また、令和6年度から“国税”に相当する森林環境税をあわせて課税・徴収している。

※ “市町村民税の法人分”、“道府県民税の法人分”に相当する税目は、特別区では東京都の特例によりすべてが都税とされており、「法人住民税」、「法人都民税」と呼ばれ、東京都が課税・徴収している。

※ 以下、単に「住民税」、「特別区民税・都民税（住民税）」と記載されているものは、「個人住民税」を指す。

特別区民税は、区税収入に占める割合が高く、令和6年度区税収入額717億2443万円のうち、675億2,151万円（94.1%）を占めている。特別区民税の収入額は前年度に比べて8億4,213万円（1.2%）の減となった。

その内訳をみると、

普通徴収（現年度分）収入額は169億1,884万円で、3億845万円（1.9%）の増、

給与特徴（現年度分）収入額は477億8,869万円で、10億2,546万円（2.1%）の減、

年金特徴（現年度分）収入額は19億7,954万円で、1億5,230万円（7.1%）の減となった。

過年度収入額は3億756万円で、2,611万円（9.3%）の増となった。

滞納繰越収入額は5億2,689万円で、107万円（0.2%）の増となった。

（P18・19およびP24・25参照）

また、納税義務者は423,840人で、前年度に比べ8,078人（1.9%）増加した。内訳をみると、普通徴収は2,306人（2.2%）の増、給与特別徴収は4,480人（1.6%）の増、年金特別徴収は1,292人（4.7%）の増である。

この他に、過年度分の納税義務者は749人で、前年度に比べ1人（0.1%）増加した。（P23参照）

◇税制改正◇

令和 6 年度から適用された主な改正内容

(1) 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

30 歳以上 70 歳未満の国外に居住している方のうち、つぎのアからウまでのいずれにも該当しない場合は、扶養控除の対象外となりました。

ア 留学により国内に住所および居所を有しなくなった方

イ 障害のある方

ウ 納税義務者から前年において生活費または教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている方

(2) 上場株式等の配当所得等の課税方式の統一

特定配当等・特定株式等譲渡所得については、これまで所得税と住民税で異なる課税方式を選択することができましたが、令和 6 年度（令和 5 年分）から所得税と課税方式を一致させることとなりました。これにより、所得税で申告した特定配当等・特定株式等譲渡所得は、住民税でも合計所得金額に算入されることとなりました。

(3) 森林環境税の創設

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保し、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図る観点から、森林環境税（国税）が創設されました。

令和 6 年度から住民税均等割と併せて年額 1,000 円が賦課徴収され、森林環境税として納められた全額が、森林環境譲与税として都道府県・区市町村へ譲与され、森林整備およびその促進に関する施策等に活用されます。

(4) 住民税均等割の税率の特例の終了

平成 26 年度から開始された防災・減災事業の財源を確保するための住民税均等割の税率の特例（年間 1,000 円（区民税 500 円、都民税 500 円）を加算する措置）は、令和 5 年度で終了となりました。

(5) 定額による特別税額控除の実施

賃金上昇が物価高に追い付いていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、定額による特別税額控除（以下「定額減税」という。）が実施されました。

定額減税は、合計所得金額 1,805 万円（給与収入の場合は、2,000 万円相当）以下の者を対象に、令和 6 年度住民税所得割額から、納税義務者本人および国内に居住する控除対象配偶者・扶養親族 1 人につき 1 万円が控除されました。

(1) 納税義務者数

普通徴収・特別徴収（現年度分）納税義務者数

年 度	区 分	納 税 義 務 者 数 （人）				
		均 の み	均 ＋ 所	所 の み	計	合 計
2	普通徴収	8,898	99,885	—	108,783	407,973
	給与特別徴収	3,031	265,819	3,617	272,467	
	年金特別徴収	3,165	23,558	—	26,723	
3	普通徴収	8,690	94,790	—	103,480	408,947
	給与特別徴収	3,285	271,230	3,527	278,042	
	年金特別徴収	3,420	24,005	—	27,425	
4	普通徴収	8,337	94,514	—	102,851	411,058
	給与特別徴収	3,275	273,819	3,017	280,111	
	年金特別徴収	3,874	24,222	—	28,096	
5	普通徴収	8,452	95,697	—	104,149	415,762
	給与特別徴収	3,281	277,212	3,506	283,999	
	年金特別徴収	3,810	23,804	—	27,614	
6	普通徴収	16,605	89,850	—	106,455	423,840
	給与特別徴収	9,126	275,887	3,466	288,479	
	年金特別徴収	7,248	21,658	—	28,906	
7 (6月末)	普通徴収	9,129	100,397	—	109,526	429,284
	給与特別徴収	3,216	288,885	1,575	293,676	
	年金特別徴収	3,219	22,863	—	26,082	

※ 均のみ…………均等割だけを納める者

均＋所…………均等割と所得割を納める者

所のみ…………所得割だけを納める者（退職所得にかかる現年分離課税の対象者のみ）

※ 併徴者は、以下の基準で、より大きい方の1つの区分に含めて計上する。

給与特別徴収＞普通徴収＞年金特別徴収

普通徴収（過年度分）納税義務者数

年 度	区 分	納 税 義 務 者 数 （人）		
		均 の み	均 ＋ 所	計
2		77	726	803
3		70	863	933
4		62	743	805
5		61	687	748
6		69	680	749
7（6月末）		54	237	291

(2) 調定額の内訳および収入額（滞納繰越分を除く）

普通徴収（現年度分）

区分 年度	均等割額		所 得 割 額				調定額計		収 入 額		
	千円	前年比	千円	前年比	千円	前年比	千円	前年比	千円	前年比	収入歩合
2	363,356	100.0	13,559,898	100.4	2,403,326	108.1	16,326,580	101.5	15,768,467	103.3	96.6
3	340,268	93.6	13,579,804	100.1	2,512,461	104.5	16,432,534	100.6	15,943,760	101.1	97.0
4	339,634	99.8	14,421,372	106.2	2,759,636	109.8	17,520,642	106.6	16,977,895	106.5	96.9
5	343,219	101.1	14,176,242	98.3	2,657,672	96.3	17,177,133	98.0	16,610,386	97.8	96.7
6	298,740	87.0	13,981,998	98.6	3,145,050	118.3	17,425,788	101.4	16,918,837	101.9	97.1
7 (6月末)	276,725	92.6	14,085,554	100.7	3,736,329	118.8	18,098,608	103.9			

普通徴収（過年度分）

区分 年度	均等割額		所得割額		調定額計		収 入 額		
	千円	前年比	千円	前年比	千円	前年比	千円	前年比	収入歩合
2	5,893	87.7	270,480	79.0	276,373	79.2	233,756	83.8	84.6
3	6,106	103.6	358,825	132.7	364,931	132.0	314,525	134.6	86.2
4	5,792	94.9	294,931	82.2	300,723	82.4	256,515	81.6	85.3
5	5,551	95.8	345,767	117.2	351,318	116.8	281,448	109.7	80.1
6	5,956	107.3	377,540	109.2	383,496	109.2	307,560	109.3	80.2
7 (6月末)	2,856	48.0	138,837	36.8	141,693	36.9			

年金特別徴収（現年度分）

区分 年度	均等割額		所 得 割 額				調定額計		収 入 額		
	千円	前年比	千円	前年比	千円	前年比	千円	前年比	千円	前年比	収入歩合
2	136,332	104.7	1,925,157	99.5	26,329	87.4	2,087,818	99.7	2,089,071	99.7	100.1
3	145,727	106.9	1,971,751	102.4	27,981	106.3	2,145,459	102.8	2,147,801	102.8	100.1
4	148,539	101.9	1,966,882	99.8	28,376	101.4	2,143,797	99.9	2,146,163	99.9	100.1
5	148,488	100.0	1,951,455	99.2	30,839	108.7	2,130,782	99.4	2,131,845	99.3	100.0
6	129,718	87.4	1,799,186	92.2	38,358	124.4	1,967,262	92.3	1,979,544	92.9	100.6
7 (6月末)	130,407	100.5	2,141,369	119.0	52,254	136.2	2,324,030	118.1			

給与特別徴収（現年度分＝①＋②）

区分 年度	① 現年度課税分							
	均等割額		所得割額				調定額計	
	千円	前年比	総所得・分離譲渡	前年比	退職所得分	前年比	千円	前年比
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
2	758,691	103.0	37,927,843	103.0	620,013	88.2	39,306,547	102.8
3	774,218	102.0	37,599,699	99.1	765,495	123.5	39,139,412	99.6
4	779,977	100.7	38,358,602	102.0	677,167	88.5	39,815,746	101.7
5	789,377	101.2	39,656,127	103.4	783,036	115.6	41,228,540	103.5
6	670,926	85.0	38,467,803	97.0	784,503	100.2	39,923,232	96.8
7 (6月末)	725,820	108.2	43,916,853	114.2	317,127	40.4	44,959,800	112.6

区分 年度	② 前年度課税分						調定額計		収入額		
	均等割額		所得割額		調定額計		①＋②	前年比	千円	前年比	収入歩合
	千円	前年比	千円	前年比	千円	%					
2	145,294	103.1	7,212,006	102.7	7,357,300	102.7	46,663,847	102.8	46,589,185	103.0	99.8
3	150,517	103.6	7,442,853	103.2	7,593,370	103.2	46,732,782	100.1	46,595,990	100.0	99.7
4	152,637	101.4	7,342,229	98.6	7,494,866	98.7	47,310,612	101.2	47,280,165	101.5	99.9
5	153,941	100.9	7,504,658	102.2	7,658,599	102.2	48,887,139	103.3	48,814,151	103.2	99.9
6	155,380	100.9	7,738,672	103.1	7,894,052	103.1	47,817,284	97.8	47,788,688	97.9	99.9
7 (6月末)	155,334	100.0	8,274,264	106.9	8,429,598	106.8	53,389,398	111.7			

特別徴収（給与＋年金）

区分 年度	調定額計		収入額計		
	千円	前年比	千円	前年比	収入歩合
	千円	%	千円	%	%
2	48,751,665	102.6	48,678,256	102.9	99.8
3	48,878,241	100.3	48,743,791	100.1	99.7
4	49,454,409	101.2	49,426,328	101.4	99.9
5	51,017,921	103.2	50,945,996	103.1	99.9
6	49,784,546	97.6	49,768,232	97.7	99.9
7 (6月末)	55,713,428	111.9			

(3) 所得割の課税最低限【特別区民税・都民税（住民税）】（令和6年度）

一般的に所得に課税する場合、最低限度の生活を維持するために必要な費用には課税をしないこととなっており、その課税される限界点となる所得の金額を課税最低限という。地域社会の費用を住民が広く能力に応じて負担するという住民税の性格から、住民税の課税最低限は所得税よりも低くなっている。（なお、これとは別に、所得割非課税の制度がある。P27(5)参照）

〔例〕世帯構成に応じた個人住民税所得割の課税最低限（給与所得者の場合の収入金額）

① 夫婦2人の場合 270万円

夫婦のうちいずれか一方の者のみが給与所得を得ているケース

子のうち1人については特定扶養控除の適用があるものとして計算した。

給与所得控除 89万円	社会保険料控除 27万円	基礎控除 43万円	配偶者控除 33万円	扶養控除 33万円	特定扶養控除 45万円
----------------	-----------------	--------------	---------------	--------------	----------------

← 270万円 →

※算出方法

課税最低限となる給与収入＝X

$$a \text{ 給与所得控除} = (X \times 0.3 + 80,000)$$

下線部は、給与収入金額が1,800,001円～3,600,000円にあるときの給与所得控除

$$b \text{ 社会保険料控除} = X \times 0.1$$

下線部は、給与収入金額の1割にあたる額を社会保険料控除と見込んだ。

$$c \text{ 人的控除} = 1,540,000$$

基礎控除、配偶者控除、扶養控除、特定扶養控除

$$\text{以上のとき} \quad X - (X \times 0.3 + 80,000) - X \times 0.1 - 1,540,000 = 0 \quad \text{により算出}$$

$$\underbrace{\hspace{1.5cm}}_a \quad \underbrace{\hspace{1.5cm}}_b \quad \underbrace{\hspace{1.5cm}}_c$$

* 給与収入Xはa b cの控除合計と同額となり、課税所得金額が生じない。以下、②～④も同じ。

② 夫婦1人の場合 195万円

夫婦のうちいずれか一方の者のみが給与所得を得ているケース

給与所得控除 66.5万円	社会保険料控除 19.5万円	基礎控除 43万円	配偶者控除 33万円	扶養控除 33万円
------------------	-------------------	--------------	---------------	--------------

← 195万円 →

③ 夫婦のみの場合 145.5万円

夫婦のうちいずれか一方の者のみが給与所得を得ているケース

給与所得控除 55万円	社会保険料控除 14.5万円	基礎控除 43万円	配偶者控除 33万円
----------------	-------------------	--------------	---------------

← 145.5万円 →

④ 独身または共働きの場合 108.8万円

給与所得控除 55万円	社会保険料控除 10.8万円	基礎控除 43万円
----------------	-------------------	--------------

← 108.8万円 →

(4) 所得控除額【特別区民税・都民税（住民税）】

種 類 \ 年 度			2	3	4	5	6	7
基 礎 控 除			33万円	0～43万円				
配偶者 控除	一 般 の 配 偶 者		33万円	11～33万円				
	老 人 配 偶 者		38万円	13～38万円				
配 偶 者 特 別 控 除			限度額 33万円					
扶養 控除	一 般 の 扶 養 親 族		33万円					
	特 定 扶 養 親 族		45万円					
	老 人 扶 養 親 族		38万円					
	同 居 老 親 等 扶 養 親 族		45万円					
障害者 控除	一 般 の 障 害 者		26万円					
	特 別 障 害 者		30万円					
	同 居 特 別 障 害 者		53万円					
寡 婦 （ 夫 ） 控 除			26万円	26万円※1				
特 別 寡 婦 控 除			30万円	-				
ひ と り 親 控 除			-	30万円				
勤 労 学 生 控 除			26万円					
医 療 費 の 控 除 限 度 額			200万円					
セルフメディケーション税制 （医療費控除の特例）限度額			88,000円					
生命保険料の 控除限度額		新 ※2	一 般	28,000円				
			介護医療	28,000円				
			個人年金	28,000円				
		旧	一般	35,000円				
			個人年金	35,000円				
地 震 保 険 料 の 控 除 限 度 額			25,000円					
	(旧)長期損害保険料		10,000円					
	地震保険料と(旧)長期損害 保険料の両方がある場合		25,000円					

※1 令和3年度から、寡婦（夫）控除はひとり親控除の新設に伴い、寡婦控除のみとなった。

※2 所得控除のうち「社会保険料控除」「小規模企業共済等掛金控除」「雑損控除」については、限度額が無い
ため上表には記載していない。

(5) 非課税の所得限度額【特別区民税・都民税（住民税）】

（☆は、同一生計配偶者または扶養親族を有する場合に加算する。）

種 類 \ 年 度		2	3	4	5	6	7
障害者・未成年者※3・寡婦(夫)・ ひとり親の非課税所得限度額		125万円	135万円				
均等割の非課税限度額		35万円 × (同一 生計配偶者+扶 養親族数+1) + ☆21万円…A		A+10万円※4			
所得割の非課税限度額		35万円 × (同一 生計配偶者+扶 養親族数+1) + ☆32万円…B		B+10万円※4			

※3 令和5年度から、未成年者は、18歳未満となった。

※4 令和3年度から控除が見直され、従来より非課税限度額がそれぞれ10万円増となった。

(6) 滞納整理状況

年 度	区 分 項 目	㉑ 調 定 額	㉒ 自 然 収 入		㉓ 滞 納 額 (㉑－㉒)	左 の
				㉔ ㉒／㉑		㉕ 滞納処分以外 の収入額
		千円	千円	%	千円	千円
2	現年課税分	65,354,618	59,858,714	91.59	5,495,904	4,805,484
	滞納繰越分	1,415,749	－327	－0.02	1,416,076	567,153
	計	66,770,367	59,858,387	89.65	6,911,980	5,372,637
3	現年課税分	65,675,706	60,290,175	91.80	5,385,531	4,679,557
	滞納繰越分	1,230,936	－697	－0.06	1,231,633	573,248
	計	66,906,642	60,289,478	90.11	6,617,164	5,252,805
4	現年課税分	67,275,774	61,843,960	91.93	5,431,814	4,781,801
	滞納繰越分	974,418	－1,217	－0.12	975,635	449,086
	計	68,250,192	61,842,743	90.61	6,407,449	5,230,887
5	現年課税分	68,546,372	62,967,873	91.86	5,578,499	4,833,209
	滞納繰越分	873,294	－496	－0.06	873,790	414,763
	計	69,419,666	62,967,377	90.71	6,452,289	5,247,972
6	現年課税分	67,593,830	62,229,648	92.06	5,364,182	4,659,714
	滞納繰越分	939,704	－486	－0.05	940,190	396,222
	計	68,533,534	62,229,162	90.80	6,304,372	5,055,936

注) 1. 自然収入B欄はつぎにより記載。
①還付未済額を差し引いた金額を記載（したがって、数値がマイナスになる場合もあるが、その際はマイナスの値を記入）。
②督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに収納された金額を記載。
なお、地方税法第13条の2（繰上徴収）による納期限変更分については、変更後の納期限までに自主納付されたもののみをこの欄に記載。
2. 「滞納処分以外の収入額」D欄は、滞納額に対する収入額のうち、滞納者による自主納付（徴収猶予又は換価の猶予期間中のものを含む）等、滞納処分以外の手段による収入額を記載。したがって、いわゆる公売前収入額（財産差押後、公売前に自主納付された金額）を含む。

滞納額 ㉓ に対する収入額			㉖ 不納欠損額	㉗ 収入未済額 (㉓－㉖－㉖)		
㉙ 滞納処分に よる収入額	㉚ 計 (㉙＋㉙)	㉛／㉓		㉜ 収入未済額 (㉓－㉖－㉖)	㉝／㉓	㉞ 内執行停止額
千円	千円	%	千円	千円	%	千円
8,289	4,813,773	87.59	8,267	673,864	1.03	3,539
121,618	688,771	48.64	161,141	566,164	39.99	68,971
129,907	5,502,544	79.61	169,408	1,240,028	1.86	72,510
22,077	4,701,634	87.30	26,432	657,465	1.00	—
124,378	697,626	56.64	206,731	327,276	26.59	57,303
146,455	5,399,260	81.59	233,163	984,741	1.47	57,303
17,472	4,799,273	88.35	13,898	618,643	0.92	—
117,115	566,201	58.03	148,401	261,033	26.79	31,939
134,587	5,365,474	83.74	162,299	879,676	1.29	31,939
24,017	4,857,226	87.07	12,581	708,692	1.03	—
111,050	525,813	60.18	110,075	237,902	27.24	2,390
135,067	5,383,039	83.43	122,656	946,594	1.36	2,390
28,470	4,688,184	87.40	11,924	664,074	0.98	75
130,663	526,885	56.04	120,763	292,542	31.13	6,767
159,133	5,215,069	82.72	132,687	956,616	1.40	6,842

3. 滞納処分による収入額E欄は、国税徴収法第128条第1項第1号から第3号に規定する金銭（差押財産の売却代金、差押債権の取立代金、差し押さえた金銭等）について、配当または充当した金額および国税徴収法第128条第1項第4号に規定する金銭（交付要求により交付を受けた金銭）について充当した金額を記載。

※ 表のB欄は督促状を発した日から起算して10日を経過した日（納期限後約30日目）までに収納された金額である。
令和6年度中の滞納処分による収入額（延滞金によるものを除く）は、159,133千円であった。その内訳は
（1）差押債権の取立てによるもの154,697千円、（2）交付要求に係る配当金4,436千円であった。

(7) 差押財産別滞納処分状況

年 度	区 分 項 目	㊦			処 理					
		差 押 額			㊧ 公 売 前 収 入			㊨ 公 売 収 入		
		差 押 額	期別件数	人 員	収 入 額	期別件数	人 員	収 入 額	期別件数	人 員
2	動 産	千円 件 人			千円 件 人			千円 件 人		
	債 権	2,962	162	12	736	65	5	—	—	—
	不 動 産	568,533	25,896	2,859	40,191	6,126	1,086	123,573	4,974	487
	電 話	57,624	1,222	97	4,445	304	38	1,799	26	2
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	629,119	27,280	2,968	45,372	6,495	1,129	125,372	5,000	489
3	動 産	2,147	90	6	209	1	1	—	—	—
	債 権	553,211	23,575	2,610	39,557	5,607	1,045	143,031	5,514	447
	不 動 産	30,960	889	75	5,929	278	32	—	—	—
	電 話	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	586,318	24,554	2,691	45,695	5,886	1,078	143,031	5,514	447
4	動 産	861	38	4	105	9	1	—	—	—
	債 権	503,546	20,187	2,386	46,024	5,551	996	129,463	4,454	391
	不 動 産	26,740	781	66	3,559	214	25	—	—	—
	電 話	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	531,147	21,006	2,456	49,688	5,774	1,022	129,463	4,454	391
5	動 産	5,847	43	6	379	3	2	—	—	—
	債 権	453,172	17,056	2,336	29,339	3,354	891	129,083	4,585	424
	不 動 産	24,206	597	55	4,039	173	25	—	—	—
	電 話	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	483,225	17,696	2,397	33,757	3,530	918	129,083	4,585	424
6	動 産	2,524	27	3	602	9	1	—	—	—
	債 権	462,038	18,682	2,873	28,150	3,984	1,112	154,697	5,877	581
	不 動 産	27,132	565	57	5,123	80	18	—	—	—
	電 話	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	491,694	19,274	2,933	33,875	4,073	1,131	154,697	5,877	581

(注) 1. 「差押額」は令和6年度に繰越された差押中の額に令和6年度中の新規差押額を加算した額を記載。この場合の税額は、調定減または取消があればその後の金額を計上。なお、参加差押又は滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律による二重差押については、差押の効力が生じた分についてのみ記載。
2. 2種以上の差押財産がある場合は、何れか主たる財産により処理。
3. 件数は、納期毎に計上。

済 額						㊦			㊧		
㊩ その他の処理			㊪ 合 計			処理歩合 (㊩／㊨)			差 押 中 (㊨—㊩)		
解除額	期別件数	人 員	処理額	期別件数	人 員	処理額	期別件数	人 員	差押額	期別件数	人 員
千円 件 人			千円 件 人			%	%	%	千円 件 人		
1,464	47	4	2,200	112	9	74.3	69.1	75.0	762	50	3
185,769	7,086	665	349,533	18,186	2,238	61.5	70.2	78.3	219,000	7,710	621
15,567	74	5	21,811	404	45	37.9	33.1	46.4	35,813	818	52
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
202,800	7,207	674	373,544	18,702	2,292	59.4	68.6	77.2	255,575	8,578	676
1,183	60	2	1,392	61	3	64.8	67.8	50.0	755	29	3
152,448	5,659	565	335,036	16,780	2,057	60.6	71.2	78.8	218,175	6,795	553
712	24	5	6,641	302	37	21.5	34.0	49.3	24,319	587	38
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
154,343	5,743	572	343,069	17,143	2,097	58.5	69.8	77.9	243,249	7,411	594
45	1	1	150	10	2	17.4	26.3	50.0	711	28	2
129,926	4,156	463	305,413	14,161	1,850	60.7	70.1	77.5	198,133	6,026	536
3,474	42	5	7,033	256	30	26.3	32.8	45.5	19,707	525	36
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
133,445	4,199	469	312,596	14,427	1,882	58.9	68.7	76.6	218,551	6,579	574
4,676	5	1	5,055	8	3	86.5	18.6	50.0	792	35	3
128,962	3,625	446	287,384	11,564	1,761	63.4	67.8	75.4	165,788	5,492	575
1,977	28	4	6,016	201	29	24.9	33.7	52.7	18,190	396	26
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
135,615	3,658	451	298,455	11,773	1,793	61.8	66.5	74.8	184,770	5,923	604
1,841	11	1	2,443	20	2	96.8	74.1	66.7	81	7	1
149,498	4,258	563	332,345	14,119	2,256	71.9	75.6	78.5	129,693	4,563	617
971	13	4	6,094	93	22	22.5	16.5	38.6	21,038	472	35
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
152,310	4,282	568	340,882	14,232	2,280	69.3	73.8	77.7	150,812	5,042	653

4. 人員は、つぎにより記載。
①「処理欄」は完納の場合のみ1人として計上。なお、公売前収入と公売収入で完納となった場合は、いずれかの額の大きい収入欄に1人として計上。
②「その他の処理」欄は、未収入金額があるにもかかわらず、差押を解除した場合に、当該対象者を1人として計上。
③2種以上の差押財産がある場合には、左記2にかかわらず、それぞれの財産区分毎に、①②に従い、1人として計上。
5. 公売収入欄には、公売または随意契約もしくは差押債権取立てに係る収入分を、公売前収入欄には公売収入以外の収入を記載。
6. 「その他の処理」欄は、完納以外の理由による差押解除分を記載。
7. 歩合は、小数点以下第1位まで表示。

3. 軽自動車税環境性能割

令和元年 10 月 1 日から自動車取得税（都税）が廃止され、新たに特別区税として軽自動車税環境性能割が導入された。軽自動車税環境性能割は、取得価額が 50 万円を超える三輪以上の軽自動車を取得した時に燃費性能等に応じて、新車・中古車を問わずその車両を取得した者に課税される。

軽自動車税環境性能割の税額は、車両の取得価額に以下の税率を乗じて算出する。

なお、軽自動車税環境性能割は特別区税だが、当分の間、東京都が賦課・徴収を行う。

軽自動車税環境性能割の税率

区分				税率	
				自家用	営業用
軽乗用車	電気自動車、燃料電池自動車および天然ガス自動車（平成 21 年排出ガス規制 NOx10%以上低減または平成 30 年排出ガス規制に適合する車両）			非課税	非課税
	ガソリン車 （ハイブリッド車を含む）	平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車または 平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車	令和 2 年度燃費基準 ＋令和 12 年度燃費基準 75%達成車		
			令和 2 年度燃費基準 ＋令和 12 年度燃費基準 60%達成車	1 %	0.5%
			令和 12 年度燃費基準 55%達成車	2 %	1 %
	上記以外				2 %
軽貨物車	電気自動車、燃料電池自動車および天然ガス自動車（平成 21 年排出ガス規制 NOx10%以上低減または平成 30 年排出ガス規制に適合する車両）			非課税	非課税
	ガソリン車 （ハイブリッド車を含む）	平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車または 平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車	平成 27 年度燃費基準 ＋25%達成車		
			平成 27 年度燃費基準 ＋20%達成車	1 %	0.5%
			平成 27 年度燃費基準 ＋15%達成車	2 %	1 %
	上記以外				2 %

4. 軽自動車税種別割

軽自動車税種別割は、軽自動車等を所有する者に課税される。

令和6年度の軽自動車税収入額（環境性能割を含む）は4億4,512万円で、区税収入額の0.6%を占めており、前年度に比べて1,167万円（2.7%）の増となった。

現年課税分（現年度および過年度）の課税件数は73,482件で、前年度に比べて104件（0.1%）増であった。

車種別にみると、原動機付自転車およびミニカーは232件（1.0%）の減、軽自動車（被けん引車を含む。）は193件（0.5%）の増、小型特殊自動車は1件（0.3%）の減、二輪の小型自動車は144件（1.8%）の増であった。（P36・37参照）

令和6年度から、一定の要件を満たす電動キックボードなどは、原動機付自転車から区分して、新たに特定小型原動機付自転車として、軽自動車税種別割（年税2,000円）が課税されることとなった。

軽自動車税種別割の税額

・原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車等の税額

車両区分		年額（令和6年度）
原動機付自転車	50cc 以下	2,000 円
	90cc 以下	
	125cc 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
軽自動車	二輪 （二輪の被けん引車を含む）	3,600 円
	雪上車	3,600 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	その他	5,900 円
二輪の小型自動車		6,000 円

・平成27年3月以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車の税額

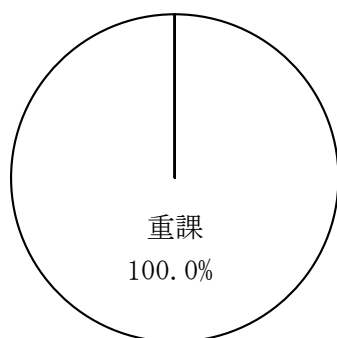
車両区分			年額（令和6年度）	
			平成23年3月以前に初めて 車両番号の指定を受けた車両 （重課税率）	平成23年4月から平成27年 3月の間に初めて車両番号の 指定を受けた車両（旧税率）
三輪			4,600 円	3,100 円
四輪以上	乗用	営業用	8,200 円	5,500 円
		自家用	12,900 円	7,200 円
	貨物	営業用	4,500 円	3,000 円
		自家用	6,000 円	4,000 円

- ・平成27年4月以降に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車の税額

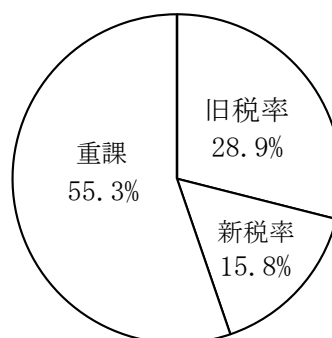
車両区分			年額（令和6年度）			
			新税率	令和6年度に限り軽課税率が適用される車両		
				75%軽減 される車両	50%軽減 される車両	25%軽減 される車両
三輪	乗用	営業用	3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
	その他		3,900 円	1,000 円	-	-
四輪以上	乗用	営業用	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	10,800 円	2,700 円	-	-
	貨物	営業用	3,800 円	1,000 円	-	-
		自家用	5,000 円	1,300 円	-	-

（図6）6年度 軽自動車税種別割 車種別課税件数の税率区分割合

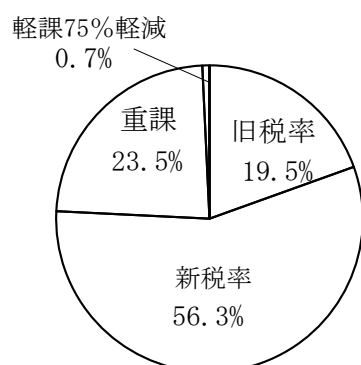
軽三輪（3台）



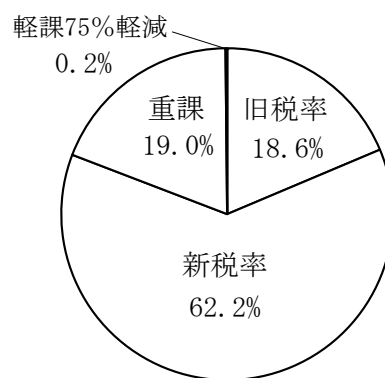
軽四輪乗用営業用（38台）



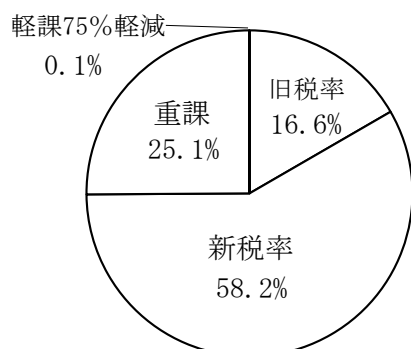
軽四輪乗用自家用（20,980台）



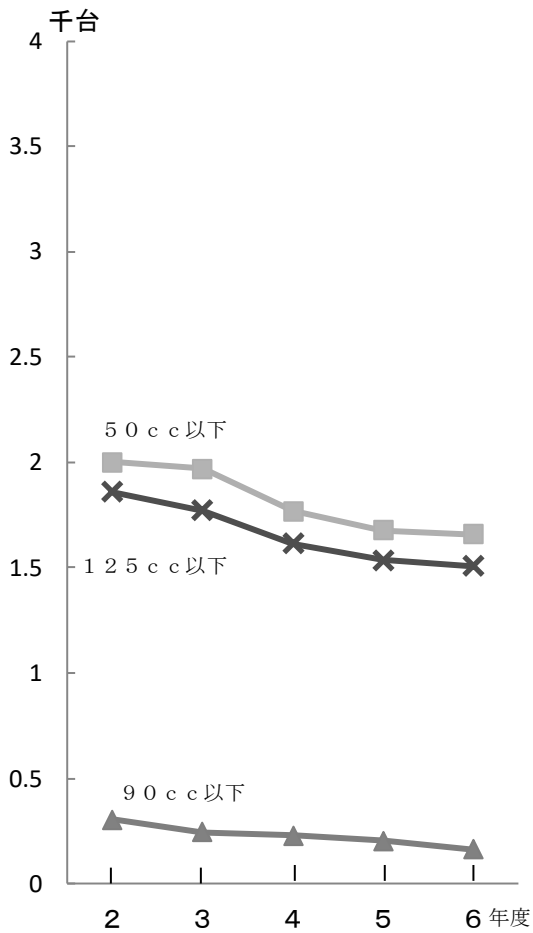
軽四輪貨物営業用（1,893台）



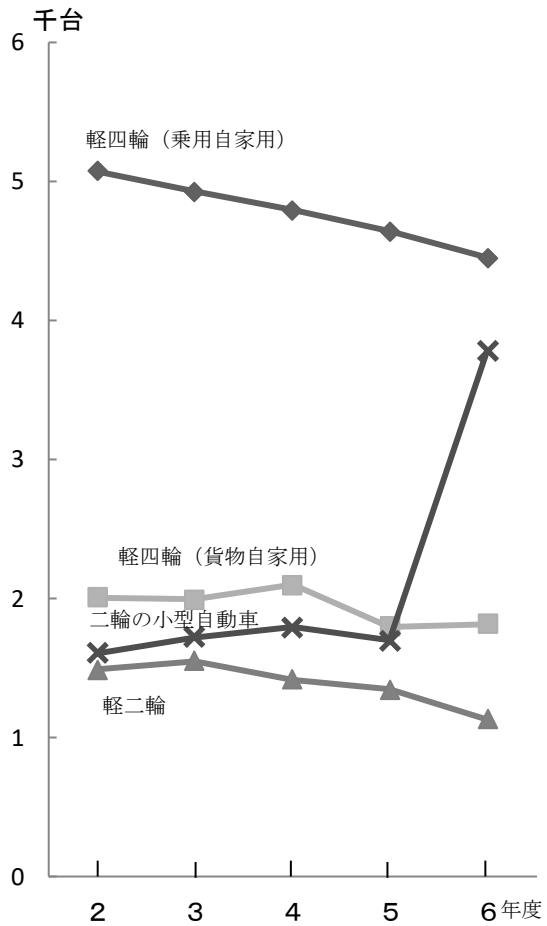
軽四輪貨物自家用（9,794台）



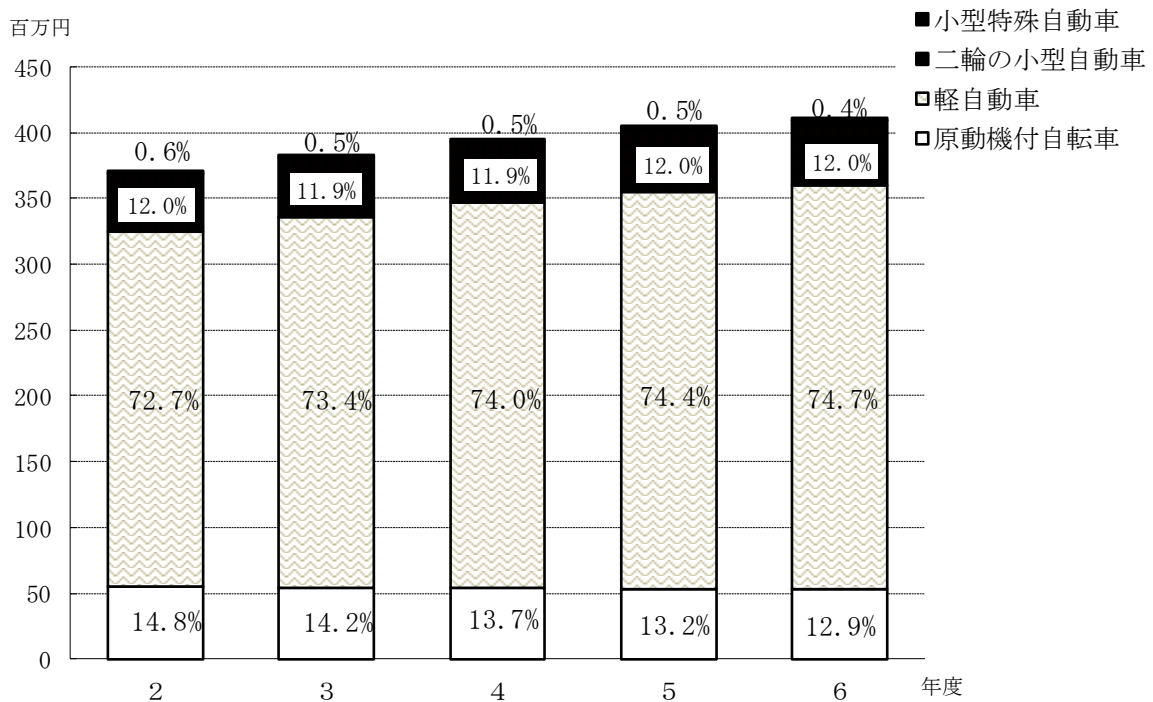
(図 7) 原動機付自転車新規登録台数



(図 8) 軽自動車等新規登録台数



(図 9) 軽自動車税種別割調定額の推移と車種別構成



課税件数および調定額（決算）

現年課税分《現年度分および過年度分》（過年度分は()で内数表示)

区 分			令和 2 年 度					令和 3 年 度					令和 4 年 度				
			課税件数		調定額			課税件数		調定額			課税件数		調定額		
																	構成比
原 動 機 付 自 転 車	5 0 c c 以下		件 14,062	% 19.5	千円 28,124	% 7.6	% 95.1	件 13,563	% 18.7	千円 27,126	% 7.1	% 96.5	件 13,025	% 17.8	千円 26,050	% 6.6	
	9 0 c c 以下		(9)		(18)			(21)		(42)			(4)		(8)		
	1 2 5 c c 以下		1,520	2.1	3,040	0.8	94.2	1,480	2.0	2,960	0.8	97.4	1,497	2.1	2,994	0.8	
			(4)		(10)			(2)		(4)			(6)		(14)		
	ミニカー		9,138	12.7	21,931	5.9	99.7	9,418	13.0	22,603	5.9	103.1	9,655	13.2	23,172	5.9	
軽 自 動 車	小 計		(4)		(10)			(3)		(7)			(6)		(14)		
			452	0.6	1,672	0.5	105.6	466	0.6	1,724	0.4	103.1	483	0.7	1,787	0.5	
			25,172	35.0	54,768	14.8	97.1	24,927	34.4	54,413	14.2	99.4	24,660	33.8	54,003	13.7	
			(13)		(28)			(26)		(53)			(10)		(22)		
二輪の小型自動車	二 輪 車		7,845	10.9	28,242	7.6	99.0	7,933	10.9	28,559	7.5	101.1	8,068	11.1	29,045	7.3	
	[うち、 被けん引車]		(8)		(29)			(8)		(29)			(5)		(18)		
			[102]		[367]			[90]		[324]			[89]		[320]		
	三 輪 車		4	0.0	18	0.0	133.3	4	0.0	18	0.0	100.0	4	0.0	18	0.0	
	四 輪 以 上	乗 用	2	0.0	12	0.0	100.0	2	0.0	12	0.0	100.0	2	0.0	12	0.0	
			19,520	27.1	187,641	50.6	105.1	19,960	27.5	197,793	51.6	105.4	20,304	27.8	207,747	52.5	
		貨 物	(6)		(55)			(5)		(57)			(2)		(26)		
			1,651	2.3	5,866	1.6	115.0	1,828	2.5	6,548	1.7	111.6	1,871	2.6	6,851	1.7	
雪 上 車		(3)		(11)			(2)		(8)			(4)		(17)			
		9,899	13.8	47,704	12.9	100.0	9,849	13.6	48,265	12.6	101.2	9,824	13.5	48,909	12.4		
		(4)		(17)			(2)		(8)			(4)		(17)			
小 計		1	0.0	4	0.0	100.0	1	0.0	4	0.0	100.0	1	0.0	4	0.0		
		38,922	54.1	269,487	72.7	103.7	39,577	54.6	281,199	73.4	104.3	40,074	54.9	292,586	74.0		
		(21)		(111)			(15)		(94)			(7)		(44)			
小型 特殊 自動車	農耕作業用		137	0.2	329	0.1	99.3	137	0.2	329	0.1	100.0	140	0.2	336	0.1	
	そ の 他		301	0.4	1,776	0.5	96.8	298	0.4	1,758	0.5	99.0	280	0.4	1,652	0.4	
	小 計		438	0.6	2,105	0.6	97.2	435	0.6	2,087	0.5	99.2	420	0.6	1,988	0.5	
二輪の小型自動車			7,418	10.3	44,508	12.0	100.9	7,594	10.5	45,564	11.9	102.4	7,827	10.7	46,962	11.9	
			(10)		(60)			(12)		(72)			(6)		(36)		
合 計			71,950	100.0	370,867	100.0	102.3	72,533	100.0	383,264	100.0	103.3	72,981	100.0	395,539	100.0	
			(44)		(199)			(53)		(219)			(23)		(102)		

※ 令和6年度原動機付自転車50 c c 以下には、特定小型原動機付自転車97件を含む。

※ 令和7年度原動機付自転車50 c c 以下には、特定小型原動機付自転車234件を含む。

		令和5年度				令和6年度					令和7年度（4月末現在）				
	課税件数		調定額			課税件数		調定額			課税件数		調定額		
前年比		構成比		構成比	前年比		構成比		構成比	前年比		構成比		構成比	前年比
%	件	%	千円	%	%	件	%	千円	%	%	件	%	千円	%	%
96.0	12,501 (5)	17.0	25,002 (10)	6.2	96.0	12,139 (5)	16.5	24,278 (10)	5.9	97.1	11,872 (5)	15.8	23,744 (10)	5.5	97.8
101.1	1,491 (1)	2.0	2,982 (2)	0.7	99.6	1,490 (2)	2.0	2,980 (4)	0.7	99.9	1,423 (2)	1.9	2,845 (4)	0.7	95.5
102.5	9,785 (2)	13.3	23,484 (5)	5.8	101.3	9,888 (5)	13.5	23,731 (5)	5.8	101.1	9,934 (2)	13.2	23,842 (5)	5.5	100.5
103.6	489	0.7	1,809	0.4	101.2	517	0.7	1,913	0.5	105.7	551	0.7	2,039	0.5	106.6
99.2	24,266 (8)	33.1	53,277 (17)	13.2	98.7	24,034 (7)	32.7	52,902 (14)	12.9	99.3	23,780 (7)	31.7	52,470 (14)	12.2	99.2
101.7	8,044 (3) [78]	11.0	28,958 (11) [281]	7.1	99.7	8,129 (5) [81]	11.1	29,264 (5) [292]	7.1	101.1	8,040 (5) [81]	10.7	28,944 (5) [292]	6.7	98.9
100.0	3	0.0	14	0.0	77.8	3	0.0	14	0.0	100.0	3	0.0	14	0.0	100.0
100.0	18	0.0	129	0.0	1075.0	38	0.1	274	0.1	212.4	59	0.1	427	0.1	155.8
105.0	20,785 (2)	28.3	215,593 (20)	53.2	103.8	20,980 (10)	28.6	220,916 (115)	53.7	102.5	21,825 (10)	29.1	233,757 (115)	54.4	105.8
104.6	1,927	2.6	7,173	1.8	104.7	1,893	2.6	7,155	1.7	99.7	2,039 (1)	2.7	7,705 (4)	1.8	107.7
101.3	9,867 (4)	13.4	49,650 (20)	12.3	101.5	9,794 (20)	13.3	49,783 (20)	12.1	100.3	9,892 (3)	13.2	50,756 (15)	11.8	102.0
100.0	1	0.0	4	0.0	100.0	1	0.0	4	0.0	100.0	1	0.0	4	0.0	100.0
104.0	40,645 (9)	55.4	301,521 (51)	74.4	103.1	40,838 (15)	55.6	307,410 (133)	74.7	102.0	41,859 (4)	55.8	321,607 (19)	74.8	104.6
102.2	139	0.2	334	0.1	99.4	139	0.2	334	0.1	100.0	143	0.2	343	0.1	102.7
94.0	255	0.3	1,505	0.4	91.1	254	0.3	1,499	0.4	99.6	250	0.3	1,475	0.3	98.4
95.3	394	0.5	1,838	0.5	92.5	393	0.5	1,832	0.4	99.7	393	0.5	1,818	0.4	99.2
103.1	8,073 (12)	11.0	48,438 (72)	12.0	103.1	8,217 (5)	11.2	49,302 (30)	12.0	101.8	9,030 (4)	12.0	54,180 (19)	12.6	109.9
103.2	73,378 (29)	100.0	405,075 (140)	100.0	102.4	73,482 (27)	100.0	411,446 (177)	100.0	101.6	75,062 (4)	100.0	430,075 (19)	100.0	104.5

軽三輪および軽四輪の税率別課税件数および調定額（決算）

現年課税分《現年度分および過年度分》（過年度分は()で内数表示)

区 分		令和3年度				令和4年度				令和5	
		課税件数		調定額		課税件数		調定額		課税件数	
		件	構成比	千円	構成比	件	構成比	千円	構成比	件	構成比
旧税率	軽三輪	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	軽四輪乗用	1	0.0	6	0.0	1	0.0	6	0.0	5	0.0
		6,928 (1)	21.9	49,882 (7)	19.7	5,948	18.6	42,826	16.3	5,003 (1)	15.3
	軽四輪貨物	659	2.1	1,977	0.8	575	1.8	1,725	0.7	478	1.5
		3,174 (2)	10.0	12,696 (8)	5.0	2,598	8.1	10,392	3.9	2,114 (2)	6.5
	小 計	10,762 (3)	34.0	64,560 (15)	25.6	9,122	28.5	54,948	20.9	7,600 (3)	23.3
新税率	軽三輪	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	軽四輪乗用	1	0.0	7	0.0	1	0.0	7	0.0	4	0.0
		7,812 (1)	24.7	84,370 (11)	33.4	9,653	30.2	104,252	39.6	10,766	33.0
	軽四輪貨物	853	2.7	3,241	1.3	999	3.1	3,796	1.4	1,116	3.4
		4,153	13.1	20,765	8.2	4,839	15.1	24,195	9.2	5,324	16.3
	小 計	12,819 (1)	40.5	108,383 (11)	42.9	15,492	48.4	132,251	50.2	17,210	52.8
重課税率	軽三輪	4	0.0	18	0.0	4	0.0	18	0.0	3	0.0
	軽四輪乗用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	9	0.0
		4,491 (3)	14.2	57,934 (39)	22.9	4,703 (2)	14.7	60,669 (26)	23.0	4,878 (1)	15.0
	軽四輪貨物	282	0.9	1,269	0.5	295	0.9	1,328	0.5	333	1.0
		2,373	7.5	14,238	5.6	2,387	7.5	14,322	5.4	2,429 (2)	7.5
	小 計	7,150 (3)	22.6	73,459 (39)	29.1	7,389 (2)	23.1	76,337 (26)	29.0	7,652 (3)	23.5
軽課税率（7.5%軽減）	軽三輪	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	軽四輪乗用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	138	0.4
	軽四輪貨物	20	0.1	20	0.0	2	0.0	2	0.0	0	0.0
		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	小 計	20	0.1	20	0.0	2	0.0	2	0.0	138	0.4
軽課税率（5.0%軽減）	軽三輪	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	軽四輪乗用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		110	0.3	594	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	軽四輪貨物	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	小 計	110	0.3	594	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0
軽課税率（2.5%軽減）	軽三輪	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	軽四輪乗用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		619	2.0	5,014	2.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	軽四輪貨物	14	0.0	41	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		149	0.5	566	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	小 計	782	2.5	5,621	2.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0

年 度		令和6年度					令和7年度（4月末現在）				
調定額	構成比	課税件数		調定額			課税件数		調定額		
		件	構成比	千円	構成比	前年比	件	構成比	千円	構成比	前年比
千円	%	件	%	千円	%	%	件	%	千円	%	%
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
28	0.0	11	0.0	61	0.0	217.8	10	0.0	55	0.0	90.2
36,022 (7)	13.2	4,094 (1)	12.5	29,477 (7)	10.6	81.8	3,386	10.0	24,379	8.3	82.7
1,434	0.5	353	1.1	1,059	0.4	73.8	281	0.8	843	0.3	79.6
8,456 (8)	3.1	1,631	5.0	6,524	2.3	77.2	1,180	3.5	4,720	1.6	72.3
45,939 (15)	16.9	6,089 (1)	18.6	37,120 (7)	13.3	80.8	4,857	14.4	29,997	10.2	80.8
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
28	0.0	6	0.0	41	0.0	146.4	18	0.1	124	0.0	302.4
116,273	42.7	11,804 (4)	36.1	127,483 (43)	45.8	109.6	13,229	39.1	142,874	48.8	112.1
4,241	1.6	1,177	3.6	4,473	1.6	105.5	1,334 (1)	3.9	5,069 (4)	1.7	113.3
26,620	9.8	5,705	17.4	28,525	10.3	107.2	6,067 (3)	17.9	30,335 (15)	10.4	106.3
147,161	54.0	18,692 (4)	57.1	160,522 (43)	57.7	109.1	20,648 (4)	61.1	178,402 (19)	61.0	111.1
14	0.0	3	0.0	14	0.0	100.0	3	0.0	14	0.0	100.0
74	0.0	21	0.1	172	0.0	232.4	29	0.1	238	0.1	138.4
62,926 (13)	23.1	4,925 (5)	15.1	63,533 (65)	22.8	101.0	5,141	15.2	66,319	22.7	104.4
1,499	0.5	360	1.1	1,620	0.6	108.1	391	1.2	1,759	0.6	108.5
14,574 (12)	5.3	2,455	7.5	14,730	5.3	101.1	2,609	7.7	15,654	5.3	106.3
79,086 (25)	29.0	7,764 (5)	23.7	80,069 (65)	28.8	101.2	8,173	24.2	83,984	28.7	104.9
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
373	0.1	157	0.5	424	0.2	113.7	69	0.2	186	0.1	43.9
0	0.0	3	0.0	3	0.0	0.0	33	0.1	33	0.0	1100.0
0	0.0	3	0.0	4	0.0	0.0	36	0.1	47	0.0	1175.0
373	0.1	163	0.5	431	0.2	115.5	138	0.4	266	0.1	61.7
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	2	0.0	10	0.0	0.0
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0	2	0.0	10	0.0	0.0

車種別登録・廃車台数

区 分			令和 2 年 度			令和 3 年 度			
			登 録	廃 車	差引増減	登 録	廃 車	差引増減	
原動機付自転車	50cc以下		2,001	2,504	-503	1,971	2,409	-438	
	90cc以下		305	345	-40	243	220	23	
	125cc以下		1,858	1,574	284	1,773	1,536	237	
	ミニカー		132	116	16	94	80	14	
	小 計		4,296	4,539	-243	4,081	4,245	-164	
軽自動車	二 輪 車		1,488	1,385	103	1,553	1,410	143	
	(うち、被けん引車)		(10)	(22)	(-12)	(11)	(12)	(-1)	
	三 輪 車		1	1	0	—	—	—	
	四輪以上	乗 用	営 業 用	—	—	—	—	—	
			自 家 用	5,070	4,776	294	4,921	4,530	391
		貨 物	営 業 用	703	501	202	554	553	1
			自 家 用	2,009	2,065	-56	1,995	1,997	-2
	雪 上 車		—	—	—	—	—	—	
	小 計		9,271	8,728	543	9,023	8,490	533	
小型特殊自動車	農 耕 作 業 用		16	16	0	6	5	1	
	そ の 他		27	31	-4	14	30	-16	
	小 計		43	47	-4	20	35	-15	
二輪の小型自動車			1,607	1,471	136	1,721	1,500	221	
合 計			15,217	14,785	432	14,845	14,270	575	

※ 令和5年度原動機付自転車50 c c 以下には、特定小型原動機付自転車登録104台廃車7台
※ 令和6年度原動機付自転車50 c c 以下には、特定小型原動機付自転車登録151台廃車16台

(単位：台)

令 和 4 年 度			令 和 5 年 度			令 和 6 年 度		
登 録	廃 車	差引増減	登 録	廃 車	差引増減	登 録	廃 車	差引増減
1,768	2,260	-492	1,676	1,984	-308	1,658	1,909	-251
230	233	-3	205	199	6	164	237	-73
1,615	1,491	124	1,535	1,420	115	1,509	1,475	34
105	96	9	122	91	31	126	98	28
3,718	4,080	-362	3,538	3,694	-156	3,457	3,719	-262
1,417	1,363	54	1,346	1,294	52	1,133	1,208	-75
(6)	(17)	(-11)	(7)	(4)	(3)	(7)	(7)	(0)
3	4	-1	—	—	—	—	—	—
12	1	11	43	16	27	33	17	16
4,788	4,086	702	4,639	4,498	141	4,447	4,008	439
572	472	100	551	585	-34	615	504	111
2,097	2,037	60	1,799	1,909	-110	1,817	1,767	50
—	—	—	—	—	—	—	—	—
8,889	7,963	926	8,378	8,302	76	8,045	7,504	541
12	12	0	9	9	0	13	9	4
27	53	-26	21	22	-1	14	18	-4
39	65	-26	30	31	-1	27	27	0
1,794	1,461	333	1,697	1,601	96	3,780	2,605	1,175
14,440	13,569	871	13,643	13,628	15	15,309	13,855	1,454

を含む。
を含む。

5. 特別区たばこ税

特別区たばこ税は、たばこの売り渡しに対して課する税である。

納税義務者は、たばこの製造者、卸売販売業者等であるが、実際の負担は、たばこの消費者に転嫁されている。

令和6年度のたばこ税の収入額は37億1,917万円で区税収入額の5.2%を占め、特別区民税に次ぐ財源となっている。

収入額を前年度収入額と比べると、1億36万円（2.6%）の減となった。

また、納税義務者は11社であった。

特別区たばこ税の推移

年度 項目	2		3		4		5		6	
	本	前年比	本	前年比	本	前年比	本	前年比	本	前年比
売り渡し本数 (現年度分)	595,902,759	99.6	582,476,283	97.7	583,486,773	100.2	582,951,533	99.9	567,638,809	97.4
調定額	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
	3,500,319	103.2	3,673,500	104.9	3,823,153	104.1	3,819,533	99.9	3,719,169	97.4
税率等	1,000本につき 5,692円		1,000本につき 6,112円		1,000本につき 6,552円					
	2年 10月 1日から 1,000本につき 6,112円		3年 10月 1日から 1,000本につき 6,552円							

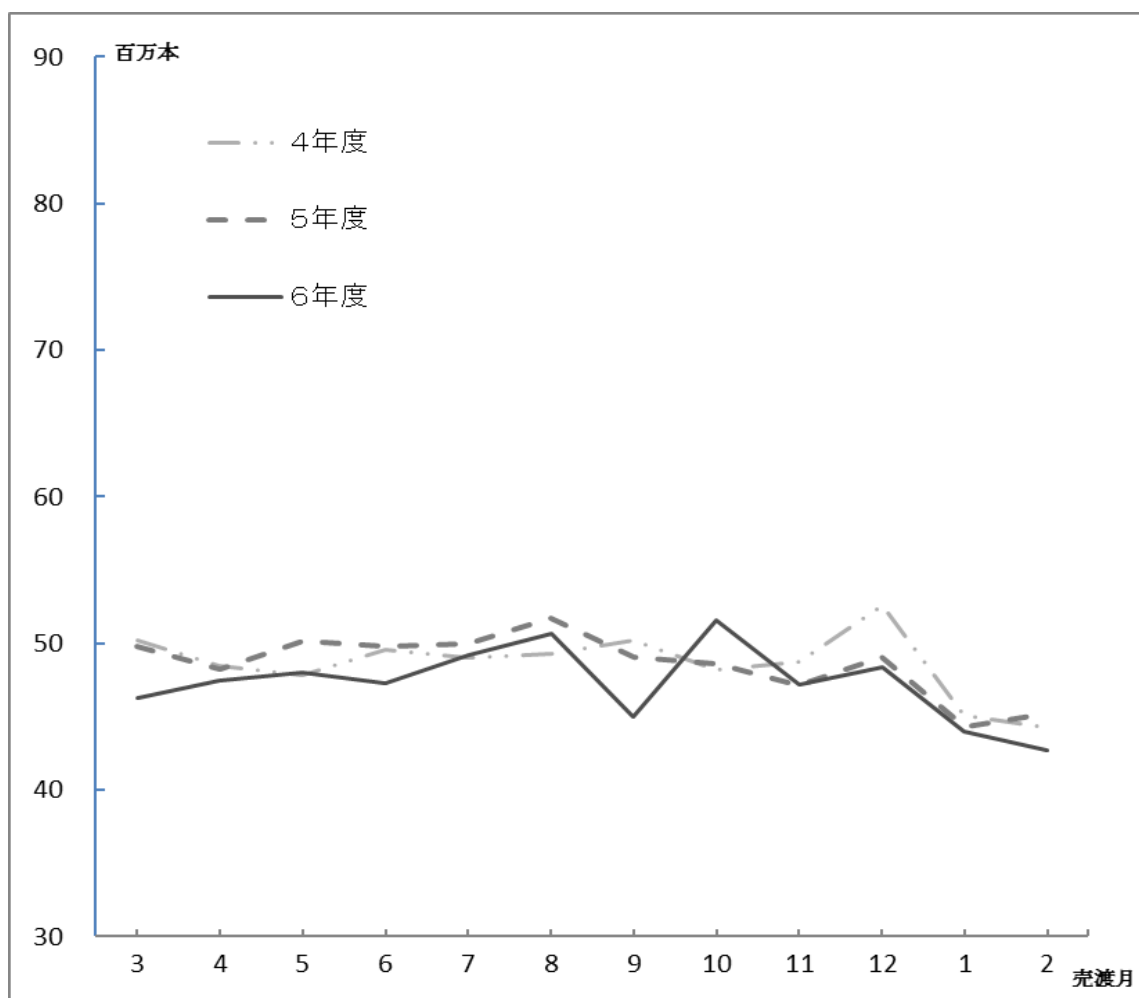
たばこ売り渡し本数

(単位：本、%)

年度										(単位：千円)	
月	2	構成比	3	構成比	4	構成比	5	構成比	6	構成比	
3	49,918,987	8.4	49,157,341	8.4	50,212,152	8.6	49,757,394	8.5	46,307,765	8.2	
4	49,472,429	8.3	48,726,028	8.4	48,470,135	8.3	48,199,201	8.3	47,435,903	8.4	
5	51,679,744	8.7	48,548,260	8.3	47,821,289	8.2	50,144,911	8.6	48,003,653	8.5	
6	52,228,307	8.8	50,185,624	8.6	49,524,120	8.5	49,797,039	8.5	47,254,182	8.3	
7	50,435,812	8.5	51,186,337	8.8	49,019,625	8.4	50,000,763	8.6	49,231,399	8.7	
8	50,895,976	8.5	49,241,525	8.5	49,337,240	8.5	51,762,592	8.9	50,647,057	8.9	
9	68,666,507	11.5	68,647,027	11.8	50,186,941	8.6	49,027,273	8.4	44,968,501	7.9	
10	39,273,054	6.6	35,338,657	6.1	48,192,428	8.3	48,565,649	8.3	51,550,557	9.1	
11	42,447,280	7.1	45,149,839	7.8	48,755,306	8.4	47,142,534	8.1	47,208,004	8.3	
12	51,126,999	8.6	48,648,639	8.4	52,605,150	9.0	49,023,907	8.4	48,351,794	8.5	
1	45,519,227	7.6	44,121,064	7.6	45,057,831	7.7	44,291,666	7.6	43,961,705	7.7	
2	44,238,437	7.4	43,525,942	7.5	44,304,556	7.6	45,238,604	7.8	42,718,289	7.5	
合 計	595,902,759	100	582,476,283	100	583,486,773	100	582,951,533	100	567,638,809	100	

※ 構成比は四捨五入のため、各欄の合計と合計欄が一致しない場合がある。

(図 10) たばこ売り渡し本数の月別推移



6. 入 湯 税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備や観光の振興に要する費用に充てるための目的税となっている。平成 11 年度までは都税として課税されていたが、制度改正により、平成 12 年度から特別区税に変わった。

練馬区では、平成 15 年 6 月に入湯税の対象となる温泉施設ができた。令和 6 年度の入湯税の収入額は、3,862 万円であった。

(令和 6 年度、23 区で入湯税の課税実績のある区：練馬、千代田、中央、港、新宿、文京、台東、墨田、江東、大田、世田谷、杉並、豊島、板橋、葛飾)

- | | |
|---------------|--|
| (1) 納 税 義 務 者 | 鉱泉浴場の入湯客 |
| (2) 税 額 | 入湯客 1 人 1 日につき、150 円 |
| (3) 課 税 免 除 | ① 年齢 12 歳未満の者
② 共同浴場または一般公衆浴場に入湯する者
③ 専ら日帰り客の利用に供される施設に規則で定める利用料金(1,200 円)以下で入湯する者 |
| (4) 特別徴収義務者 | 鉱泉浴場の経営者 |
| (5) 納 期 等 | 鉱泉浴場の経営者は、入湯客から入湯税を徴収(特別徴収)し、毎月末日までに前月分を区に申告して納入金を納付しなければならない。 |

Ⅳ 都民税徴収取扱費

区 分 年 度		請求金額合計		内					
				1. 納税義務者数に		2. 都民税払込金額		3. 納税通知書数に	
			前年比	よるもの	前年比	によるもの	前年比	よるもの	前年比
		千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
3		1, 316, 369	96. 9	1, 221, 126	100. 9	528	134. 7	—	—
	(算定基礎)			(407, 042 人)	—	(7, 538)	—	(— 通)	—
4		1, 352, 707	102. 8	1, 227, 939	100. 6	84	15. 9	—	—
	(算定基礎)			(409, 313 人)	—	(1, 193)	—	(— 通)	—
5		1, 381, 207	102. 1	1, 240, 134	101. 0	240	285. 7	—	—
	(算定基礎)			(413, 378 人)	—	(3, 429)	—	(— 通)	—
6		1, 379, 338	99. 9	1, 262, 487	101. 8	37	15. 4	—	—
	(算定基礎)			(420, 829 人)	—	(529)	—	(— 通)	—
7		1, 413, 665	102. 5	1, 292, 925	102. 4	12	32. 4	—	—
	(算定基礎)			(430, 975 人)	—	(177)	—	(— 通)	—

※ 上段は請求金額合計欄の内訳、下段の（）内は算定基礎数値である。

訳									
4. 過誤納還付金額に		5. 還付加算金額に		6. 報奨金その他		7. 地方税法第47条第1項		8. 生命保険の二重課税に	
よるもの	前年比	よるもの	前年比		前年比	第5号によるもの	前年比	係る給付金	前年比
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
67, 714	108. 9	97	52. 4	—	—	26, 904	31. 3	—	—
(173, 627)	—	(249)	—	—	—	26, 904	—	—	—
80, 988	119. 6	178	183. 5	—	—	43, 518	161. 8	—	—
(207, 662)	—	(457)	—	—	—	43, 518	—	—	—
88, 736	109. 6	93	52. 2	—	—	52, 004	119. 5	—	—
(227, 529)	—	(238)	—	—	—	52, 004	—	—	—
73, 098	82. 4	46	49. 5	—	—	43, 670	84. 0	—	—
(187, 431)	—	(118)	—	—	—	43, 670	—	—	—
76, 631	104. 8	53	115. 2	—	—	44, 044	100. 9	—	—
(196, 491)	—	(135)	—	—	—	44, 044	—	—	—

内訳2「都民税払込金額によるもの」は、都民税払込金額に7／100を乗じた金額。
内訳3「納税通知書数によるもの」は、納税通知書1通につき60円。

V 税 の 証 明

令和 6 年度の証明書の有料交付件数は、112,332 件で、前年比 11.2%増となった。

有料交付した証明書は、主につぎのような事項に関して使用されている。

○住民税の課税（非課税）証明、納税証明

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 扶養家族認定（健康保険証等） | (2) 医療費の助成・減免 |
| (3) 児童扶養手当・乳幼児医療等 | (4) 学費助成・減免、奨学金申請 |
| (5) 出入国在留管理庁・帰化申請等 | (6) 年金 |
| (7) 都・県・区営住宅 | (8) 銀行ローン・公的資金借入 |
| (9) 幼稚園・保育園 | (10) シルバーパス |

○軽自動車税の納税証明

車検（継続検査）以外の用途

証明書の有料交付件数

年 度	件 数	前 年 比
	件	%
2	103,875	86.2
3	105,905	102.0
4	103,935	98.1
5	100,986	97.2
6	112,332	111.2

VI 納税貯蓄組合

納税資金の準備(貯蓄)と円滑な納税に資する目的で、昭和26年4月1日に施行された「納税貯蓄組合法」に基づき設立する任意の団体。

納税貯蓄組合数

年 度	組 合 数	組 合 員 数	連合会補助金	連合会数
		人	千円	
2	78	4,126	550	2
3	78	4,118	550	2
4	77	4,111	550	2
5	77	4,092	550	2
6	77	4,082	550	2

参 考 資 料

1. 特別区税収入額の比較(令和6年度)

区 分	特 別 区 税		特 別 区 民 税			軽 自
	金 額	構成比	金 額	構成比	特別区税との比率	金 額
	千円	%	千円	%	%	千円
千 代 田	23,664,065	1.9	20,592,308	1.8	87.0	36,196
中 央	37,903,995	3.0	35,227,683	3.0	92.9	56,392
港	113,651,803	9.0	107,864,214	9.2	94.9	92,357
新 宿	55,140,168	4.4	48,968,608	4.2	88.8	120,844
文 京	40,769,349	3.2	39,620,282	3.4	97.2	64,754
台 東	27,192,744	2.2	23,796,071	2.0	87.5	84,143
墨 田	29,426,165	2.3	26,991,964	2.3	91.7	130,829
江 東	62,211,606	4.9	57,894,220	4.9	93.1	228,196
品 川	58,668,632	4.7	55,178,984	4.7	94.1	149,645
目 黒	52,820,360	4.2	50,884,867	4.3	96.3	94,985
大 田	81,585,454	6.5	76,047,063	6.5	93.2	387,003
世 田 谷	136,915,051	10.9	131,900,450	11.3	96.3	383,043
渋 谷	67,297,592	5.4	64,056,983	5.5	95.2	92,864
中 野	38,167,727	3.0	35,921,723	3.1	94.1	131,607
杉 並	72,017,788	5.7	68,704,629	5.9	95.4	226,130
豊 島 (※)	36,350,612	2.9	32,815,976	2.8	90.3	103,603
北	33,320,646	2.6	30,644,509	2.6	92.0	156,189
荒 川	19,864,874	1.6	18,255,428	1.6	91.9	92,241
板 橋	50,226,579	4.0	46,034,944	3.9	91.7	306,768
練 馬	71,724,425	5.7	67,521,514	5.8	94.1	445,119
足 立	53,777,841	4.3	47,705,054	4.1	88.7	605,334
葛 飾	36,454,171	2.9	32,896,699	2.8	90.2	317,978
江 戸 川	58,556,279	4.7	52,816,737	4.5	90.2	476,469
計	1,257,707,926	100.0	1,172,340,910	100.0	93.2	4,782,689

※ 豊島区の特別区税額には、狭小住戸集合住宅税（法定外普通税）281,500千円を含む。

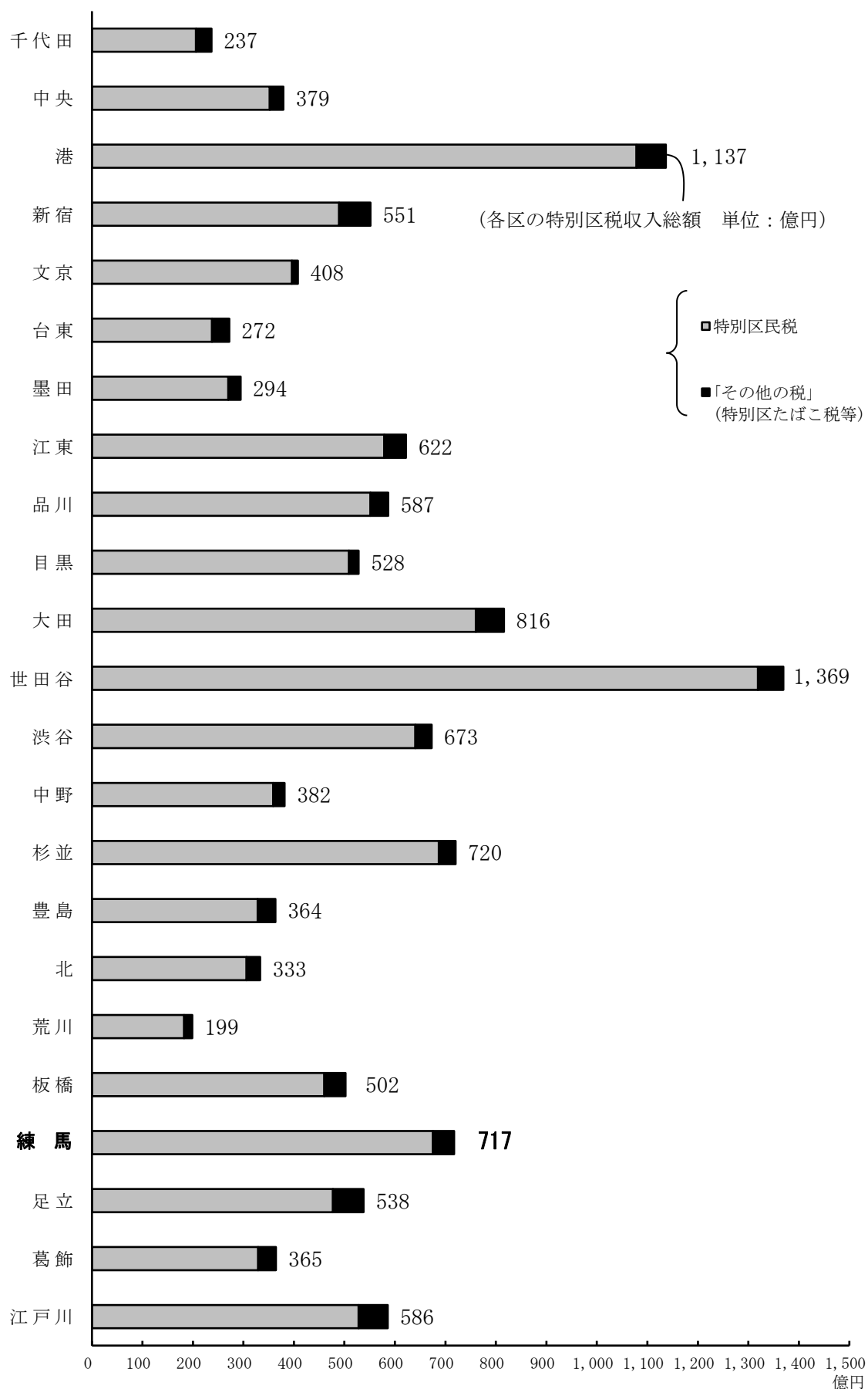
動 車 税		特別区たばこ税			入 湯 税		
構成比	特別区税との比率	金 額	構成比	特別区税との比率	金 額	構成比	特別区税との比率
%	%	千円	%	%	千円	%	%
0.8	0.2	3,027,552	3.8	12.8	8,009	1.7	0.0
1.2	0.1	2,599,507	3.3	6.9	20,413	4.3	0.1
1.9	0.1	5,691,220	7.1	5.0	4,012	0.8	0.0
2.5	0.2	5,988,326	7.5	10.9	62,390	13.0	0.1
1.4	0.2	1,049,571	1.3	2.6	34,742	7.2	0.1
1.8	0.3	3,288,693	4.1	12.1	23,837	5.0	0.1
2.7	0.4	2,288,647	2.9	7.8	14,725	3.1	0.1
4.8	0.4	3,956,124	5.0	6.4	133,066	27.8	0.2
3.1	0.3	3,340,003	4.2	5.7	—	—	—
2.0	0.2	1,840,508	2.3	3.5	—	—	—
8.1	0.5	5,093,788	6.4	6.2	57,600	12.0	0.1
8.0	0.3	4,622,127	5.8	3.4	9,431	2.0	0.0
1.9	0.1	3,147,745	3.9	4.7	—	—	—
2.8	0.3	2,114,397	2.6	5.5	—	—	—
4.7	0.3	3,067,020	3.8	4.3	20,009	4.2	0.0
2.2	0.3	3,107,900	3.9	8.5	41,633	8.7	0.1
3.3	0.5	2,519,948	3.2	7.6	—	—	—
1.9	0.5	1,517,205	1.9	7.6	—	—	—
6.4	0.6	3,884,501	4.9	7.7	366	0.1	0.0
9.3	0.6	3,719,169	4.7	5.2	38,623	8.1	0.1
12.7	1.1	5,467,453	6.8	10.2	—	—	—
6.6	0.9	3,228,869	4.0	8.9	10,625	2.2	0.0
10.0	0.8	5,263,073	6.6	9.0	—	—	—
100.0	0.4	79,823,346	100.0	6.3	479,481	100.0	0.0

2. 特別区税負担額の比較（令和6年度）（税収額ベース）

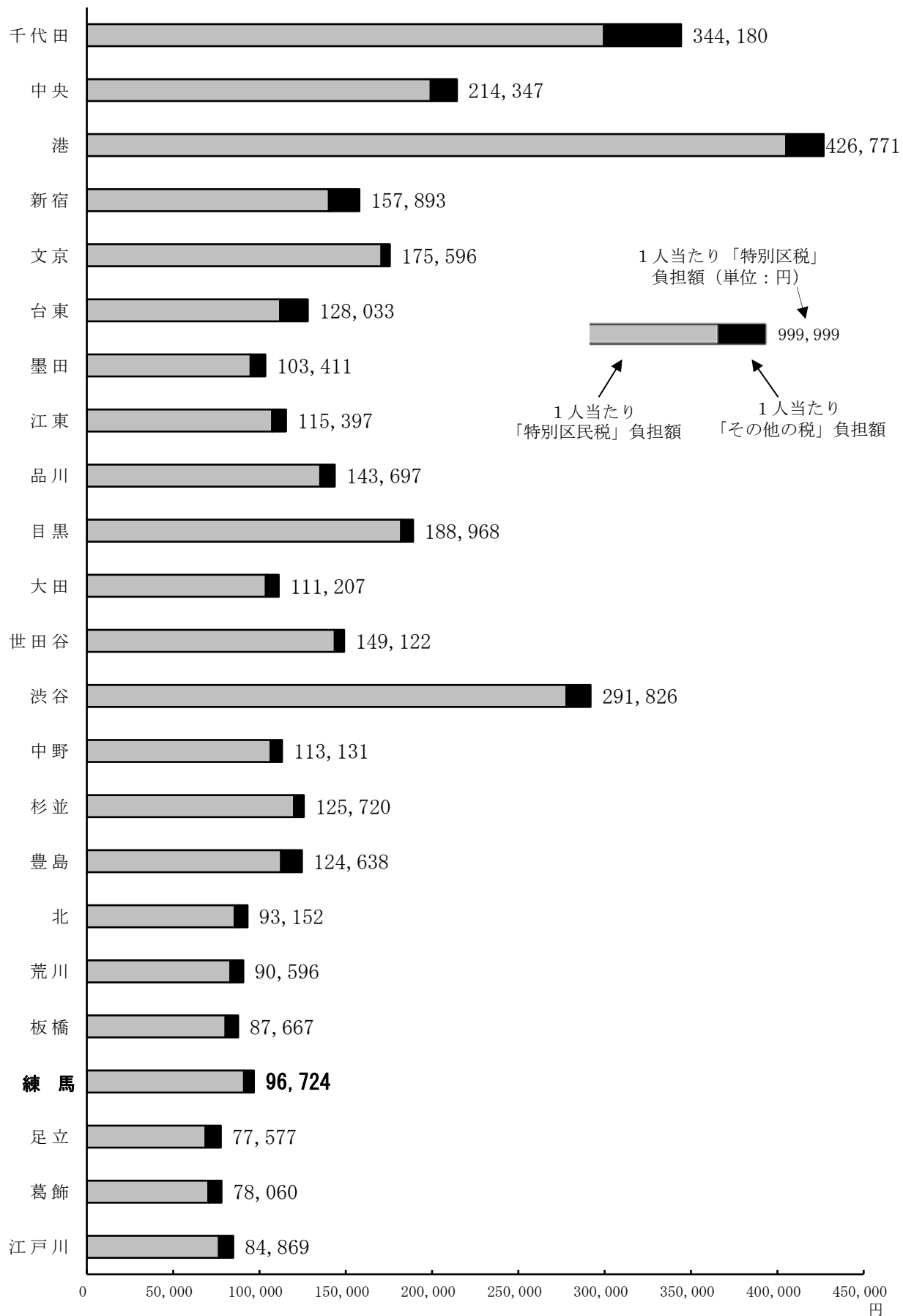
区 分	人 口 (6. 1. 1)	構 成 比	世 帯 (6. 1. 1)	構 成 比	特 別 区 税		特 別
					人口1人当たり	1世帯当たり	
	人	%	世帯	%	円	円	円
千 代 田	68,755	0.7	39,207	0.7	344,180	603,567	299,503
中 央	176,835	1.8	100,917	1.9	214,347	375,596	199,212
港	266,306	2.8	152,545	2.8	426,771	745,038	405,039
新 宿	349,226	3.6	227,339	4.2	157,893	242,546	140,220
文 京	232,177	2.4	128,475	2.4	175,596	317,333	170,647
台 東	212,388	2.2	133,471	2.5	128,033	203,735	112,041
墨 田	284,555	3.0	167,020	3.1	103,411	176,183	94,857
江 東	539,108	5.6	289,908	5.3	115,397	214,591	107,389
品 川	408,280	4.2	233,659	4.3	143,697	251,087	135,150
目 黒	279,520	2.9	159,667	2.9	188,968	330,816	182,044
大 田	733,634	7.6	410,030	7.6	111,207	198,974	103,658
世 田 谷	918,141	9.5	496,436	9.1	149,122	275,796	143,660
渋 谷	230,609	2.4	142,443	2.6	291,826	472,453	277,773
中 野	337,377	3.5	213,350	3.9	113,131	178,897	106,474
杉 並	572,843	5.9	329,488	6.1	125,720	218,575	119,936
豊 島	291,650	3.0	184,969	3.4	124,638	196,523	112,518
北	357,701	3.7	207,041	3.8	93,152	160,937	85,671
荒 川	219,268	2.3	122,010	2.2	90,596	162,813	83,256
板 橋	572,927	5.9	327,308	6.0	87,667	153,454	80,350
練 馬	741,540	7.7	389,715	7.2	96,724	184,043	91,056
足 立	693,223	7.2	371,942	6.9	77,577	144,587	68,816
葛 飾	467,000	4.8	248,433	4.6	78,060	146,736	70,443
江 戸 川	689,961	7.2	353,487	6.5	84,869	165,653	76,550
計	9,643,024	100.0	5,428,860	100.0	130,427	231,671	121,574

区 民 税	軽 自 動 車 税		特別区たばこ税		入 湯 税	
1世帯当たり	人口1人当たり	1世帯当たり	人口1人当たり	1世帯当たり	人口1人当たり	1世帯当たり
円	円	円	円	円	円	円
525,220	526	923	44,034	77,220	116	204
349,076	319	559	14,700	25,759	115	202
707,098	347	605	21,371	37,308	15	26
215,399	346	532	17,147	26,341	179	274
308,389	279	504	4,521	8,169	150	270
178,286	396	630	15,484	24,640	112	179
161,609	460	783	8,043	13,703	52	88
199,699	423	787	7,338	13,646	247	459
236,152	367	640	8,181	14,294	—	—
318,694	340	595	6,585	11,527	—	—
185,467	528	944	6,943	12,423	79	140
265,695	417	772	5,034	9,311	10	19
449,703	403	652	13,650	22,098	—	—
168,370	390	617	6,267	9,910	—	—
208,519	395	686	5,354	9,308	35	61
177,413	355	560	10,656	16,802	143	225
148,012	437	754	7,045	12,171	—	—
149,622	421	756	6,919	12,435	—	—
140,647	535	937	6,780	11,868	1	1
173,259	600	1,142	5,015	9,543	52	99
128,259	873	1,627	7,887	14,700	—	—
132,417	681	1,280	6,914	12,997	23	42
149,416	691	1,348	7,628	14,889	—	—
215,946	496	881	8,278	14,704	50	88

(図11) 23区の特別区税収入額の内訳 (令和6年度)



(図12) 23区1人当たり特別区税負担額(令和6年度)(税収額ベース)



3. 特別区民税・都民税・森林環境税の調定額および収入額

（単位：千円、％）

区分 税目		令和2年度									
		調定額					収入額				
		特別区民税	都民税	—	合計	前年比	特別区民税	都民税	—	合計	前年比
現年課税分	普通徴収	16,326,580	10,785,052	—	27,111,632	101.5	15,768,467	10,418,916	—	26,187,383	103.3
	特別徴収	48,751,665	32,240,382	—	80,992,047	102.6	48,678,256	32,188,895	—	80,867,151	102.8
	（給与）	(46,663,847)	(30,882,005)	—	(77,545,852)	(102.8)	(46,589,185)	(30,829,623)	—	(77,418,808)	(103.0)
	（年金）	(2,087,818)	(1,358,377)	—	(3,446,195)	(99.6)	(2,089,071)	(1,359,272)	—	(3,448,343)	(99.6)
	過年度分	276,373	182,665	—	459,038	79.2	233,756	154,544	—	388,300	83.8
計		65,354,618	43,208,099	—	108,562,717	102.2	64,680,479	42,762,355	—	107,442,834	102.9
滞納繰越分		1,415,749	935,997	—	2,351,746	101.8	688,771	455,369	—	1,144,140	82.8
合計		66,770,367	44,144,096	—	110,914,463	102.2	65,369,250	43,217,724	—	108,586,974	102.6

区分 税目		令和4年度									
		調定額					収入額				
		特別区民税	都民税	—	合計	前年比	特別区民税	都民税	—	合計	前年比
現年課税分	普通徴収	17,520,642	11,584,674	—	29,105,316	106.6	16,977,895	11,225,928	—	28,203,823	106.5
	特別徴収	49,454,409	32,696,636	—	82,151,045	101.2	49,426,328	32,678,066	—	82,104,394	101.4
	（給与）	(47,310,612)	(31,304,265)	—	(78,614,877)	(101.2)	(47,280,165)	(31,284,155)	—	(78,564,320)	(101.5)
	（年金）	(2,143,797)	(1,392,371)	—	(3,536,168)	(99.9)	(2,146,163)	(1,393,911)	—	(3,540,074)	(99.9)
	過年度分	300,723	198,887	—	499,610	82.5	256,515	169,598	—	426,113	81.6
計		67,275,774	44,480,197	—	111,755,971	102.4	66,660,738	44,073,592	—	110,734,330	102.6
滞納繰越分		974,418	644,248	—	1,618,666	79.2	566,201	374,351	—	940,552	81.2
合計		68,250,192	45,124,445	—	113,374,637	102.0	67,226,939	44,447,943	—	111,674,882	102.3

区分 税目		令和6年度									
		調定額					収入額				
		特別区民税	都民税	森林環境税	合計	前年比	特別区民税	都民税	森林環境税	合計	前年比
現年課税分	普通徴収	17,425,788	11,500,146	99,814	29,025,748	101.7	16,918,837	11,115,269	96,737	28,130,843	102.0
	特別徴収	49,784,546	32,880,157	268,468	82,933,171	97.9	49,768,232	32,869,606	268,258	82,906,096	98.0
	（給与）	(47,817,284)	(31,614,144)	(225,179)	(79,656,607)	(98.1)	(47,788,688)	(31,595,683)	(224,699)	(79,609,070)	(98.1)
	（年金）	(1,967,262)	(1,266,013)	(43,289)	(3,276,564)	(93.2)	(1,979,544)	(1,273,923)	(43,559)	(3,297,026)	(93.8)
	過年度分	383,496	254,022	0	637,518	109.2	307,560	202,858	0	510,418	109.2
計		67,593,830	44,634,325	368,282	112,596,437	98.9	66,994,629	44,187,733	364,995	111,547,357	99.0
滞納繰越分		939,704	619,802	0	1,559,506	107.5	526,885	347,518	0	874,403	100.1
合計		68,533,534	45,254,127	368,282	114,155,943	99.0	67,521,514	44,535,251	364,995	112,421,760	99.0

※ 金額は、決算数値による。（令和7年度を除く）

※ 令和6年度から、森林環境税（国税）が個人住民税均等割と併せて課税・徴収されることとなった。

収入歩合		令和3年度									
		調定額					収入額				
		特別区民税	都民税	—	合計	前年比	特別区民税	都民税	—	合計	前年比
96.6		16,432,534	10,860,484	—	27,293,018	100.7	15,943,760	10,536,501	—	26,480,261	101.1
99.9		48,878,241	32,315,467	—	81,193,708	100.2	48,743,791	32,226,603	—	80,970,394	100.1
(99.8)		(46,732,782)	(30,921,326)	—	(77,654,108)	(100.1)	(46,595,990)	(30,830,939)	—	(77,426,929)	(100.0)
(100.1)		(2,145,459)	(1,394,141)	—	(3,539,600)	(102.7)	(2,147,801)	(1,395,664)	—	(3,543,465)	(102.8)
84.6		364,931	240,528	—	605,459	131.9	314,525	207,923	—	522,448	134.5
99.0		65,675,706	43,416,479	—	109,092,185	100.5	65,002,076	42,971,027	—	107,973,103	100.5
48.7		1,230,936	813,737	—	2,044,673	86.9	697,626	461,182	—	1,158,808	101.3
97.9		66,906,642	44,230,216	—	111,136,858	100.2	65,699,702	43,432,209	—	109,131,911	100.5

収入歩合		令和5年度									
		調定額					収入額				
		特別区民税	都民税	—	合計	前年比	特別区民税	都民税	—	合計	前年比
96.9		17,177,133	11,351,599	—	28,528,732	98.0	16,610,386	10,977,139	—	27,587,525	97.8
99.9		51,017,921	33,729,859	—	84,747,780	103.2	50,945,996	33,682,281	—	84,628,277	103.1
(99.9)		(48,887,139)	(32,346,619)	—	(81,233,758)	(103.3)	(48,814,151)	(32,298,348)	—	(81,112,499)	(103.2)
100.1		(2,130,782)	(1,383,240)	—	(3,514,022)	(99.4)	(2,131,845)	(1,383,933)	—	(3,515,778)	(99.3)
85.3		351,318	232,548	—	583,866	116.9	281,448	186,057	—	467,505	109.7
99.1		68,546,372	45,314,006	—	113,860,378	101.9	67,837,830	44,845,477	—	112,683,307	101.8
58.1		873,294	577,307	—	1,450,601	89.6	525,812	347,598	—	873,410	92.9
98.5		69,419,666	45,891,313	—	115,310,979	101.7	68,363,642	45,193,075	—	113,556,717	101.7

収入歩合		令和7年度（6月末）				
		調定額				
		特別区民税	都民税	森林環境税	合計	対前年決算比
96.9		18,098,608	11,956,473	92,708	30,147,789	103.9
100.0		55,713,428	36,774,929	327,845	92,816,202	111.9
(99.9)		(53,389,398)	(35,271,201)	(284,311)	(88,944,910)	(111.7)
100.6		(2,324,030)	(1,503,728)	(43,534)	(3,871,292)	(118.2)
80.1		141,693	93,470	807	235,970	37.0
99.1		73,953,729	48,824,872	421,360	123,199,961	109.4
56.1		997,477	640,247	3,934	1,641,658	105.3
98.5		74,951,206	49,465,119	425,294	124,841,619	109.4

4. 特別区民税の納税義務者数等に関する調（課税状況等の調による）

年 度	区 分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者		
		納税義務者数	均等割額	納税義務者数	均等割額	所得割額
	※ 所得者区分	(人)	(千円)	(人)	(千円)	(千円)
5	給 与 所 得 者	6,683	22,408	328,903	1,148,465	53,956,430
	営 業 等 所 得 者	1,927	6,725	17,588	61,528	3,328,008
	農 業 所 得 者	2	7	14	49	2,335
	その他の所得者	6,102	21,125	48,037	168,072	8,747,220
	家屋敷等のみ	382	1,337	—	—	—
	合 計	15,096	51,602	394,542	1,378,114	66,033,993
	前年比(%)	101.0	100.9	101.2	101.2	102.0
6	給 与 所 得 者	17,469	48,473	324,609	973,805	53,219,306
	営 業 等 所 得 者	3,045	9,083	16,826	50,476	3,302,005
	農 業 所 得 者	4	12	14	42	1,445
	その他の所得者	11,465	34,113	43,973	131,918	9,053,071
	家屋敷等のみ	367	1,101	—	—	—
	合 計	32,350	92,782	385,422	1,156,241	65,575,827
	前年比(%)	214.3	179.8	97.7	83.9	99.3
7	給 与 所 得 者	6,635	18,705	343,296	1,026,537	58,916,894
	営 業 等 所 得 者	1,867	5,575	18,586	55,706	3,567,491
	農 業 所 得 者	0	0	17	51	2,734
	その他の所得者	6,507	19,293	50,424	151,208	10,329,675
	家屋敷等のみ	401	1,203	—	—	—
	合 計	15,410	44,776	412,323	1,233,502	72,816,794
	前年比(%)	47.6	48.3	107.0	106.7	111.0

※ 所得者区分…納税義務者が、給与所得・営業所得・農業所得等の2以上の所得を有する場合は、所得が一番多い所得者区分に計上している。

各年7月1日現在

合 計					
均等割を納める者		所得割を納める者		納税義務者数	
納税義務者数 (人)	均等割額 (千円)	納税義務者数 (人)	所得割額 (千円)	(人)	構成比 (%)
335,586	1,170,873	328,903	53,956,430	335,586	81.9
19,515	68,253	17,588	3,328,008	19,515	4.8
16	56	14	2,335	16	0.0
54,139	189,197	48,037	8,747,220	54,139	13.2
382	1,337	—	—	382	0.1
409,638	1,429,716	394,542	66,033,993	409,638	100.0
101.2	101.2	101.2	102.0	101.2	—
342,078	1,022,278	324,609	53,219,306	342,078	81.9
19,871	59,559	16,826	3,302,005	19,871	4.8
18	54	14	1,445	18	0.0
55,438	166,031	43,973	9,053,071	55,438	13.3
367	1,101	—	—	367	0.1
417,772	1,249,023	385,422	65,575,827	417,772	100.0
102.0	87.4	97.7	99.3	102.0	—
349,931	1,045,242	343,296	58,916,894	349,931	81.8
20,453	61,281	18,586	3,567,491	20,453	4.8
17	51	17	2,734	17	0.0
56,931	170,501	50,424	10,329,675	56,931	13.3
401	1,203	—	—	401	0.1
427,733	1,278,278	412,323	72,816,794	427,733	100.0
102.4	102.3	107.0	111.0	102.4	—

5. 特別区民税の課税標準段階別所得割額等に関する調（課税状況等の調による）（令和6年度）

令和7年7月1日現在
単位：千円

区 分 課税標準額の段階	納 税 義務者数 (人)	総 所 得 金 額 等 分 離 分						
		総所得等(※)	分 離 分					先物取引
			長期譲渡	短期譲渡	一般株式等譲渡(※)	上場株式等譲渡(※)	上場株式等配当	
10万円以下の金額	11,635	7,749,150	19,240,034	145,495	797,793	1,406,228	80,215	244,373
10万円を超え100万円以下	89,919	131,199,180	10,064,437	54,421	330,275	1,144,881	172,765	146,739
100万円を超え200万円以下	107,954	275,482,058	8,107,724	83,553	264,405	1,160,210	156,818	142,555
200万円を超え300万円以下	75,449	286,098,869	6,634,974	99,709	621,947	1,786,861	191,748	160,602
300万円を超え400万円以下	42,935	216,597,462	7,449,822	96,965	615,018	1,494,286	186,033	219,165
400万円を超え550万円以下	35,233	231,178,783	4,059,321	59,851	1,488,038	2,164,685	189,161	157,975
550万円を超え700万円以下	16,706	138,620,322	5,114,524	28,711	573,294	1,056,329	168,103	63,857
700万円を超え1,000万円以下	16,265	171,438,984	7,153,412	16,042	1,421,333	1,910,537	258,297	141,673
1,000万円を超える金額	16,227	354,072,553	19,892,438	642,456	8,496,834	27,990,202	3,325,197	396,688
合 計	412,323	1,812,437,361	87,716,686	1,227,203	14,608,937	40,114,219	4,728,337	1,673,627

(※)総所得等…この表中では、総所得金額、山林所得金額および現年分離課税の対象とならない退職所得金額にかかるものを指す。

(※)一般株式等譲渡所得…非上場株式や一般公社債などの譲渡所得を指す。

(※)上場株式等譲渡所得…上場株式や特定公社債などの譲渡所得を指す。

所 得 控 除	課 税 標 準 額						
	総所得等(※)	分 離 分					
		長期譲渡	短期譲渡	一般株式等譲渡(※)	上場株式等譲渡(※)	上場株式等配当	先物取引
7,751,595	533,626	18,895,513	132,539	761,411	1,290,833	78,336	219,435
79,401,174	51,798,670	10,064,251	40,519	330,251	1,144,650	172,576	146,708
116,217,125	159,265,688	8,107,576	83,547	264,373	1,159,908	156,585	142,521
100,168,210	185,931,396	6,634,857	99,705	621,909	1,786,523	191,541	160,569
68,477,812	148,120,311	7,449,739	96,954	614,990	1,493,982	185,831	219,132
66,914,918	164,264,625	4,059,230	59,842	1,487,999	2,164,349	188,928	157,923
35,561,197	103,059,598	5,114,462	28,705	573,261	1,056,133	167,951	63,833
36,566,986	134,872,597	7,153,342	16,039	1,421,294	1,910,290	258,090	141,640
38,851,398	315,222,235	19,892,312	642,450	8,496,752	27,989,772	3,324,803	396,646
549,910,415	1,263,068,746	87,371,282	1,200,300	14,572,240	39,996,440	4,724,641	1,648,407

区 分 課税標準 額の段階	算 出 税 額						
	総所得等(※)	分 離 分					
		長期譲渡	短期譲渡	一般株式等 譲渡(※)	上場株式等 譲渡(※)	上場株式等 配当	先物取引
10万円以下の金額	31, 572	557, 323	7, 157	22, 842	38, 725	2, 350	6, 583
10万円を超え 100万円以下	3, 104, 328	294, 584	2, 605	9, 908	34, 340	5, 177	4, 401
100万円を超え 200万円以下	9, 551, 399	237, 937	4, 512	7, 931	34, 797	4, 698	4, 276
200万円を超え 300万円以下	11, 152, 592	195, 984	5, 384	18, 657	53, 596	5, 746	4, 817
300万円を超え 400万円以下	8, 885, 330	223, 103	5, 236	18, 450	44, 819	5, 575	6, 574
400万円を超え 550万円以下	9, 854, 326	119, 727	3, 231	44, 640	64, 930	5, 668	4, 738
550万円を超え 700万円以下	6, 182, 835	151, 372	1, 550	17, 198	31, 684	5, 039	1, 915
700万円を超え 1, 000万円以下	8, 091, 643	213, 262	866	42, 639	57, 309	7, 743	4, 249
1, 000万円を 超える金額	18, 912, 649	593, 953	34, 693	254, 902	839, 693	99, 745	11, 899
合 計	75, 766, 674	2, 587, 245	65, 234	437, 167	1, 199, 893	141, 741	49, 452

(※)総所得等・・・この表中では、総所得金額、山林所得金額および現年分離課税の対象とならない退職所得金額にかかるものを指す。

(※)一般株式等譲渡所得・・・非上場株式や一般公社債などの譲渡所得を指す。

(※)上場株式等譲渡所得・・・上場株式や特定公社債などの譲渡所得を指す。

令和 7 年 7 月 1 日現在 単位：千円						
税額控除額	税額調整額	配当割額 の控除額	株式等譲渡 所得額 の控除額	定額による 特別税額 控除額	減免税額	所得割額
34, 628	17	2, 285	2, 027	72	6	627, 517
268, 354	1, 370	9, 199	10, 372	114	1, 155	3, 164, 779
649, 826	387	16, 094	16, 884	186	1, 012	9, 161, 161
891, 854	0	18, 994	18, 666	180	0	10, 507, 082
769, 049	0	19, 099	23, 572	186	0	8, 377, 181
849, 007	0	20, 651	23, 806	306	0	9, 203, 490
576, 269	0	13, 491	17, 876	870	0	5, 783, 087
834, 225	0	18, 175	30, 256	21, 218	0	7, 513, 837
2, 066, 019	0	87, 580	98, 928	18, 520	0	18, 476, 487
6, 939, 231	1, 774	205, 568	242, 387	41, 652	2, 173	72, 814, 621

6. 特別区民税の減免該当者に関する調（特別区税に関する調による）

区 分	令 和 4 年 度						令 和		
	均等割のみ		均 + 所		計		均等割のみ		均 +
	免 除	軽 減	免 除	軽 減	免 除	軽 減	免 除	軽 減	免 除
生活保護法の規定による保護を受ける者	4	—	68	—	72	—	16	—	46
当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者またはこれに準ずると認められる者	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他特別の理由による者	—	—	1	—	1	—	—	—	1
合 計	4	—	69	—	73	—	16	—	47

7. 特別区民税の地方税法第295条による非課税者に関する調（特別区税に関する調による）

区 分 年 度	生活保護法の規定による生活扶助を受けている者		障 害 者		未 成 年 者 ※1		寡婦またはひとり親	
	人		人		人		人	
令和4年度	前 年 比	6,659	前 年 比	5,673	前 年 比	9,137	前 年 比	5,533
	%		%		%		%	
	97.7		105.3		96.7		99.5	
令和5年度	前 年 比	6,624	前 年 比	5,871	前 年 比	2,937	前 年 比	5,540
	%		%		%		%	
	99.5		103.5		32.1		100.1	
令和6年度	前 年 比	6,610	前 年 比	5,775	前 年 比	3,284	前 年 比	5,239
	%		%		%		%	
	99.8		98.4		111.8		94.6	

※1 令和5年度から、未成年者は、18歳未満となった。
※2 「条例に定める一定金額以下の者」とは、地方税法第295条第3項、練馬区特別区税条例第10条第2項の規定により、前年の合計所得金額が条例に定める金額以下であるため、所得割に加え均等割も課税されない者をいう。

(単位：人)

5 年 度			令 和 6 年 度					
所		計	均等割のみ		均 + 所		計	
軽 減	免 除	軽 減	免 除	軽 減	免 除	軽 減	免 除	軽 減
—	62	—	20	—	137	—	157	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	1	—	—	—	2	—	2	—
—	63	—	20	—	139	—	159	—

	条例に定める一定金額以下の者※2		合 計	
	人		人	
	前 年 比	150,462	前 年 比	177,464
	%		%	
	98.3		98.4	
	人		人	
	前 年 比	156,639	前 年 比	177,611
	%		%	
	104.1		100.1	
	人		人	
	前 年 比	154,067	前 年 比	174,975
	%		%	
	98.4		98.5	

8. 年齢区分別特別区民税課税額（令和6年度賦課ベース）

（単位：人、円）

年齢区分	納税義務者数	一人当たり 平均課税額	課税額合計 （年額）
20～24歳	21,881	63,780	1,395,572,900
25～29歳	44,523	99,981	4,451,439,000
30～34歳	41,308	124,156	5,128,642,600
35～39歳	39,919	150,290	5,999,434,000
40～44歳	39,966	174,873	6,988,964,700
45～49歳	43,055	191,511	8,245,492,800
50～54歳	45,815	200,800	9,199,659,600
55～59歳	39,598	221,364	8,765,562,500
60～64歳	29,610	203,653	6,030,173,500
65～69歳	21,433	163,465	3,503,541,300
70～74歳	18,327	155,482	2,849,524,700
75～79歳	13,784	135,183	1,863,366,300
80～84歳	9,723	130,620	1,270,022,100
85歳以上	10,725	124,020	1,330,112,300
合計	419,667	159,702	67,021,508,300

※ 令和7年5月末時点の賦課年度ベースにおける数値であり、決算額とは一致しない。

※ 現年分離課税である退職分離課税分は含まない。

税 務 概 要

令和 7 年（2025年） 9 月発行

編集・発行 練馬区 区民部

税務課・収納課

TEL (3993)1111(代)